

米沢市

高 齢 者 福 祉 計 画

第 8 期介護保険事業計画

(令和 3 年度～令和 5 年度)

令和 3 年 3 月

米 沢 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1 法令等の根拠	1
2 計画策定の背景	1
3 計画の基本的考え方	2
4 計画の期間	3
5 他の計画との関係	3
6 計画の策定体制	4

第2章 高齢者をめぐる現況

1 高齢者人口等の現況と推計	5
(1) 人口構造	5
(2) 高齢化率の推移	6
(3) 高齢者世帯の推移	7
2 要介護者の現況と推計	8
3 主な保健福祉サービス等の実施状況	10
4 高齢者に対する基礎調査について	11
(1) 調査の目的	11
(2) 調査の対象	11
(3) 調査の方法	11
(4) 調査の実施時期	11
(5) 配布・回収の結果	11
(6) 在宅介護実態調査（一部抜粋）	12
(7) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一部抜粋）	18

第3章 施策・事業の推進

施策の体系	24
中ビジョン1：一人ひとりが心と体のげんきを守り向上できる	25
中ビジョン2：多様な世代と関わり合い、社会とのつながりを持続けることができる	25
中ビジョン3：誰もが自分の強み、楽しみ、価値観を生かし、持続けることができる	25
介護予防、健康づくり施策の充実	25
認知症施策の推進	26
在宅医療・介護連携体制の充実	26
中ビジョン4：心身の状態に合わせて、自分らしい暮らしを続けていくことができる	27
尊厳ある暮らしのための支援と成年後見の充実	27
過不足のない介護給付の提供・支援	27

家族介護者への支援	28
地域包括支援センターの機能強化	28
利用者負担の軽減	28
生活支援サービスの充実	28
地域共生社会の理念啓発・社会の構築	29
介護人材確保及び業務効率化の取組	29
災害や感染症対策に係る体制整備	29
中ビジョン5：自分に合った住まいや住まい方の選択ができる	30
住まいの環境整備の支援	30
高齢者の住まいの確保	30
住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に関する情報連携強化	31
令和7（2025）年、令和22（2040）年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備	31
主な保健福祉サービス等の目標値	32

第4章 介護保険事業の見込み

1 日常生活圏域の設定	33
（1）本市の日常生活圏域	33
（2）日常生活圏域の状況	33
2 介護保険サービスの利用状況	35
（1）介護サービス利用者数の推移	35
（2）保険給付費の推移	35
（3）サービス毎の状況	36
3 介護給付等対象サービスの確保と利用量の見込み	38
（1）介護給付等対象サービス基盤整備の方向性について	38
（2）施設系・居住系サービスの整備方針	38
（3）居宅系サービスの整備方針	39
（4）サービスごとの利用量の見込み	41
（5）給付費の見込み	52
4 地域支援事業について	54
（1）地域支援事業の実施	54
（2）地域支援事業の財源構成	55
（3）地域支援事業の見込額	55
5 第8期計画の保険料について	56
（1）費用の負担割合	56
（2）第1号保険料の収納状況	56
（3）介護保険の基金の活用	56
（4）保険料段階の細分化（弾力化）	57
（5）保険料の算定方法	59
（6）保険料の算定	60

(7) 基金等の繰り入れによる効果額	60
(8) 保険料の将来推計	60
(9) 保険料率	61

第5章 推進体制

1 介護保険運営協議会	62
2 地域包括支援センター運営協議会	62
3 地域密着型サービス運営委員会	62
4 地域包括支援センター	62

資料

米沢市介護保険運営協議会審議経過	63
米沢市介護保険運営協議会条例	65
米沢市介護保険運営協議会委員名簿	66
用語の解説	67

第 1 章

計画策定の趣旨

1 法令等の根拠

この計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 第 1 項及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定により策定するものであり、老人福祉事業及び介護保険事業を円滑に実施するためのものです。

なお、この計画は「米沢市まちづくり総合計画」の基本構想に則し、高齢者の福祉施策をより一層推進させるものです。

2 計画策定の背景

我が国の高齢者人口は、令和 2 年 4 月 1 日時点で 3,605 万人、総人口に占める割合は 28.6%となっており、約 3.5 人に 1 人以上が高齢者という「超高齢社会」を迎えています。一方、本市における同時点での高齢化率は 31.8%と、国の水準を上回る数値を示しています。

今後もさらに高齢化は進み、いわゆる団塊の世代全てが後期高齢者に到達する令和 7 年には 34.0%に達することが見込まれ、3 人に 1 人が高齢者という時代が間近に迫っています。

介護保険制度は、こうした超高齢社会における介護問題の解決、要介護者等を社会全体で支える仕組みとして平成 12 年 4 月に創設されました。

本市では、介護保険導入に合わせて策定した第 1 期計画（平成 12 年度～）以降、法に定められている見直しを行い、介護サービスや生活支援サービスの整備、介護予防の推進を図ってきました。特に第 5 期計画以降、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」が包括的に確保される「地域包括システム」の構築に向けた取り組みを推進し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるまちづくりを進めてきました。

第 8 期計画において、国は、第 7 期計画での目標や具体的施策を踏まえ、団塊の世代がすべて 75 歳に達する令和 7（2025）年を目指した地域包括ケアシステムの整備、更に団塊ジュニア世代が 65 歳に達し、現役世代が急減する令和 22（2040）年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて位置付けることを求めています。本市においては、国の方針を踏まえつつ、介護予防、認知症総合支援に力を入れるとともに、引き続き介護給付費適正化等の各種事業に取り組んでいきます。

第 8 期計画は、当面の計画期間である令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間に直面する課題へのアプローチといった短期・中期的視点と、令和 22 年までを見据えた長期的視点、その両視点から高齢者施策全般に係る取り組みを総合的かつ体系的に示す計画として、ここに策定します。

3 計画の基本的考え方

(1) 基本理念

本計画は、市の上位計画である米沢市まちづくり総合計画の目指すべき将来像である「ひとが輝き 創造し続ける 学園都市・米沢」と、福祉部門の上位計画である米沢市地域福祉計画の基本理念「支えあいの“わ”で築く一人ひとりが輝くまち よねざわ」、そして「健康長寿日本一」を実現するため、次の基本理念を掲げます。

いきがいの “わ” でつなぐ げんき米沢

◇「いきがい」とは、生きていく上でのはりあいや喜びという意味があり、一人ひとりがいきがいを持つことができる米沢を目指します。いきがいは、趣味活動のみを指すのではなく、日々の生活を送る上で持つ各自の役割、周囲との交流など個人を形成する要素すべてを含みます。

◇”わ“は二つの漢字「輪」と「和」を表現しています。「輪」には、人や社会とのつながりという意味があり、「和」には、互いに相手を大切にして協力し合う関係にあることという意味があります。

◇一人ひとりが生きていく上でのいきがいを持つことで人や社会とつながり、相手を大切にして協力し合うことで、米沢で生活している一人ひとりの「げんき」になり、それらがつながり合うことで米沢市全体の「げんき」につながることを目指します。

(2) 大ビジョン

基本理念に掲げた米沢を達成するために、大ビジョンを3つ掲げます。

大ビジョン 1	自立して暮らすことができるまち
大ビジョン 2	互いに支え合いができるまち
大ビジョン 3	いきがいを持つことができるまち

(3) 中ビジョン

大ビジョンを達成するため、より具体的な目標を掲げます。

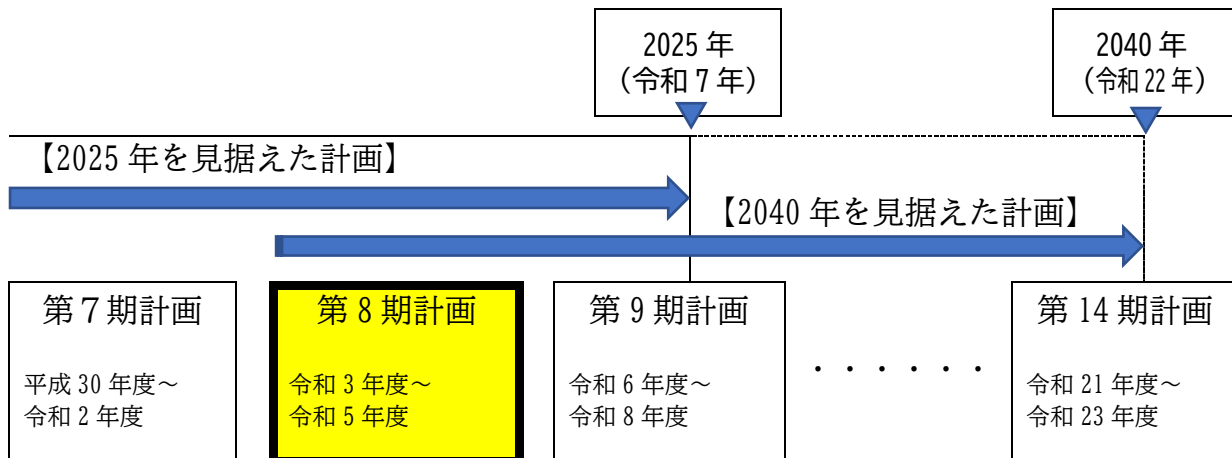
中ビジョン1	一人ひとりが心と体のげんきを守り向上できる
中ビジョン2	多様な世代と関わり合い、社会とのつながりを持ち続けることができる
中ビジョン3	誰もが自分の強み、楽しみ、価値観を生かし持ち続けることができる
中ビジョン4	心身の状態に合わせて、自分らしい暮らしを続けていくことができる
中ビジョン5	自分に合った住まいや住まい方の選択ができる

4 計画の期間

この計画は、令和3年度を初年度とする令和5年度までを計画期間としています。

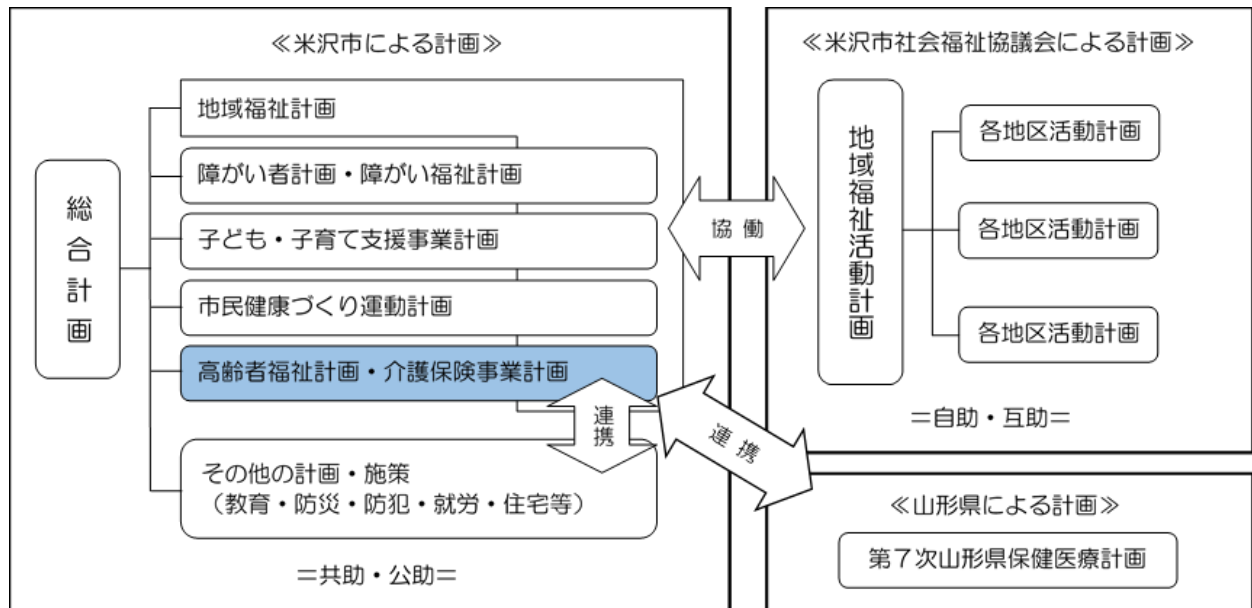
団塊の世代：75歳到達

団塊ジュニア世代：65歳到達



5 他の計画との関係

本計画は、国や県の高齢者施策や計画などを指針としながら、総合計画である「米沢市まちづくり総合計画」を上位計画とし、高齢者福祉に関する各種計画との連携・協働を図る計画とします。



6 計画の策定体制

米沢市介護保険運営協議会条例（平成 12 年米沢市条例第 48 号）第 3 条に基づいて、知識経験を有する者、関係団体の代表者、被保険者等 15 名を、平成 30 年 10 月に協議会委員として委嘱しました。

協議会は平成 30 年度、令和元年度に第 7 期計画の実施状況等を内容として開催し、令和 2 年度には事業計画の内容等の協議・検討を行ってまいりました。

第2章

高齢者をめぐる現況

1 高齢者人口等の現況と推計

(1) 人口構造

① 現況

本市の総人口は年々減少していますが、65歳以上の人口は増加を続けており、令和2年9月末における高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は31.9%となっています。

【人口の推移】

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
年少人口 0～14歳	10,512人 12.5%	10,142人 12.2%	9,826人 12.0%	9,557人 11.8%	9,257人 11.6%	8,909人 11.3%
生産年齢人口 15～64歳	49,354人 58.7%	48,321人 58.2%	47,395人 57.7%	46,515人 57.4%	45,703人 57.1%	44,972人 56.8%
40～64歳	28,128人 33.5%	27,269人 33.6%	28,128人 33.5%	26,905人 33.2%	26,562人 33.2%	26,292人 33.2%
高齢者人口 65歳以上	24,216人 28.8%	24,591人 29.6%	24,837人 30.3%	25,012人 30.8%	25,105人 31.3%	25,237人 31.9%
前期高齢者 65～74歳	11,090人 13.2%	11,488人 14.0%	11,090人 13.2%	11,612人 14.3%	11,651人 14.6%	11,791人 14.9%
後期高齢者 75歳以上	13,126人 15.6%	13,349人 16.3%	13,126人 15.6%	13,400人 16.5%	13,454人 16.8%	13,446人 17.0%
総人口	84,082人	83,054人	82,058人	81,084人	80,065人	79,118人

※ 各年9月末における住民基本台帳人口

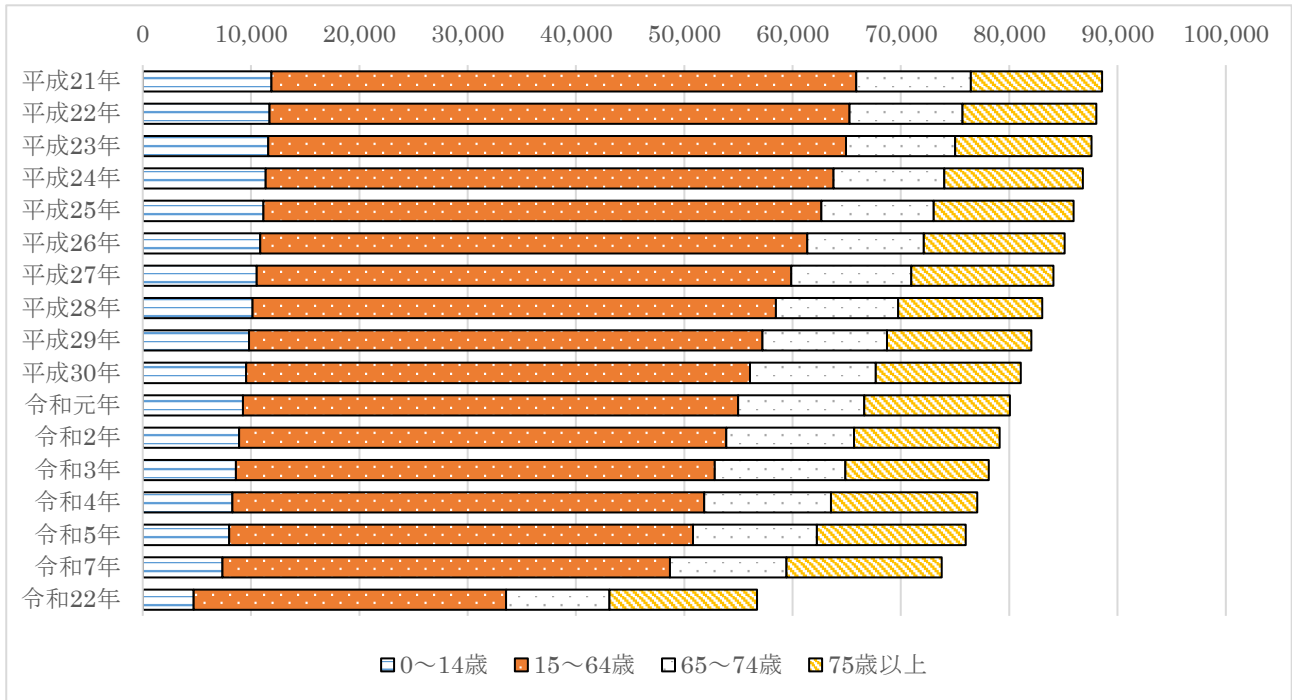
② 推計

高齢者人口は令和4年までは増加しますが、令和5年頃から減少に転じることが予想されます。但し、高齢化率は引き続き上昇していくものと推計されます。

【人口の推計】

区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	…	令和22年
年少人口 0～14歳	8,611人 11.0%	8,291人 10.8%	7,973人 10.5%	7,374人 10.0%	…	4,691人 8.3%
生産年齢人口 15～64歳	44,194人 56.6%	43,539人 56.5%	42,831人 56.4%	41,295人 56.0%	…	28,864人 50.9%
(第2号被保険者) 40～64歳	25,915人 33.2%	25,674人 33.3%	25,370人 33.4%	24,652人 33.4%	…	17,308人 30.5%
高齢者人口 65歳以上	25,306人 32.4%	25,232人 32.7%	25,170人 33.1%	25,100人 34.0%	…	23,171人 40.8%
(前期高齢者) 65～74歳	12,071人 15.5%	11,720人 15.2%	11,451人 15.1%	10,775人 14.6%	…	9,539人 16.8%
(後期高齢者) 75歳以上	13,235人 16.9%	13,512人 17.5%	13,719人 18.1%	14,325人 19.4%	…	13,632人 24.0%
総人口	78,111人	77,062人	75,974人	73,769人	…	56,726人

【人口の推移】



(2) 高齢化率の推移

高齢化率は、国・県・市いずれにおいても一貫して上昇を続けています。

また、全国の高齢化率との比較では山形県は全国を大きく上回っており、本市も山形県よりは低いものの、全国を上回る数値で高齢化が進んでいます。

【高齢化率の比較】

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和7年	令和22年
全 国	12.0%	14.6%	17.3%	20.1%	22.8%	26.6%	30.0%	35.2%
山 形 県	16.3%	19.8%	23.0%	25.5%	27.5%	30.8%	36.0%	41.0%
米 沢 市	15.4%	18.5%	21.0%	23.6%	25.6%	28.8%	34.0%	40.8%

資料：平成27年までは総務省「国勢調査」、令和7年は全国が国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」、山形県は同「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

(3) 高齢者世帯の推移

高齢者世帯数は、全国、山形県、本市いずれも一貫して上昇を続けています。

また、本市は山形県とともに 65 歳以上の親族がいる世帯に占める 1人世帯及び夫婦のみの世帯の割合が全国よりも低い状況ですが、その割合は年々上昇してきております。

【高齢者世帯数の比較】

(単位：世帯)

世帯区分等			平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
全 国	一般世帯		43,899,923	46,782,383	49,062,530	51,842,307	53,331,797
	65 歳以上の親族がいる世帯		12,780,231	15,044,608	17,204,473	19,337,687	21,713,308
		1人世帯	2,202,160 17.2%	3,032,140 20.2%	3,864,778 22.5%	4,790,768 24.8%	5,927,686 27.3%
		夫婦のみの世帯	3,036,171 23.8%	3,971,633 26.4%	4,487,042 26.1%	5,525,270 28.6%	6,420,243 29.6%
		上記以外	7,541,900 59.0%	8,040,835 53.4%	8,852,653 51.5%	9,021,649 46.7%	9,365,379 43.1%
山 形 県	一般世帯		359,297	376,219	385,416	387,682	392,288
	65 歳以上の親族がいる世帯		168,904	187,169	199,117	205,215	214,421
		1人世帯	14,792 8.8%	19,833 10.6%	25,050 12.6%	29,683 14.5%	36,953 17.2%
		夫婦のみの世帯	23,211 13.7%	29,993 16.0%	33,090 16.6%	38,575 18.8%	44,284 20.7%
		上記以外	130,901 77.5%	137,343 73.4%	140,977 70.8%	136,957 66.7%	133,184 62.1%
米 沢 市	一般世帯		30,567	32,522	33,130	32,920	32,894
	65 歳以上の親族がいる世帯		12,023	13,349	14,356	14,767	15,424
		1人世帯	1,298 10.8%	1,707 12.8%	2,205 15.4%	2,462 16.8%	2,976 19.3%
		夫婦のみの世帯	1,757 14.6%	2,150 16.1%	2,376 16.6%	2,770 18.8%	3,101 20.1%
		上記以外	8,968 74.6%	9,492 71.1%	9,775 68.1%	9,535 64.6%	9,347 60.6%

資料：国勢調査

2 要介護者の現況と推計

① 現況

平成12年4月の介護保険事業実施以来、認定者は年々増加し平成27年を境に減少していましたが、その後は横ばいで推移しています。要介護認定率についても横ばいです。年齢区分別に見た場合、75歳以上の認定者が全体の約9割を占めています。

【年齢区分別要介護認定者数の推移】

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
第1号被保険者	4,578人	4,547人	4,455人	4,481人	4,467人	4,502人
65歳以上75歳未満	397人	382人	392人	396人	389人	418人
75歳以上	4,181人	4,165人	4,063人	4,085人	4,078人	4,084人
第2号被保険者	85人	73人	76人	87人	84人	82人
計	4,663人	4,620人	4,531人	4,568人	4,551人	4,584人
要介護認定率	19.0%	18.6%	18.0%	17.9%	17.8%	17.8%

時点：各年度9月末時点 出典：介護保険事業状況報告（月報）

※（要介護認定率）＝（第1号被保険者の認定者数）÷（第1号被保険者数）×100

② 推計

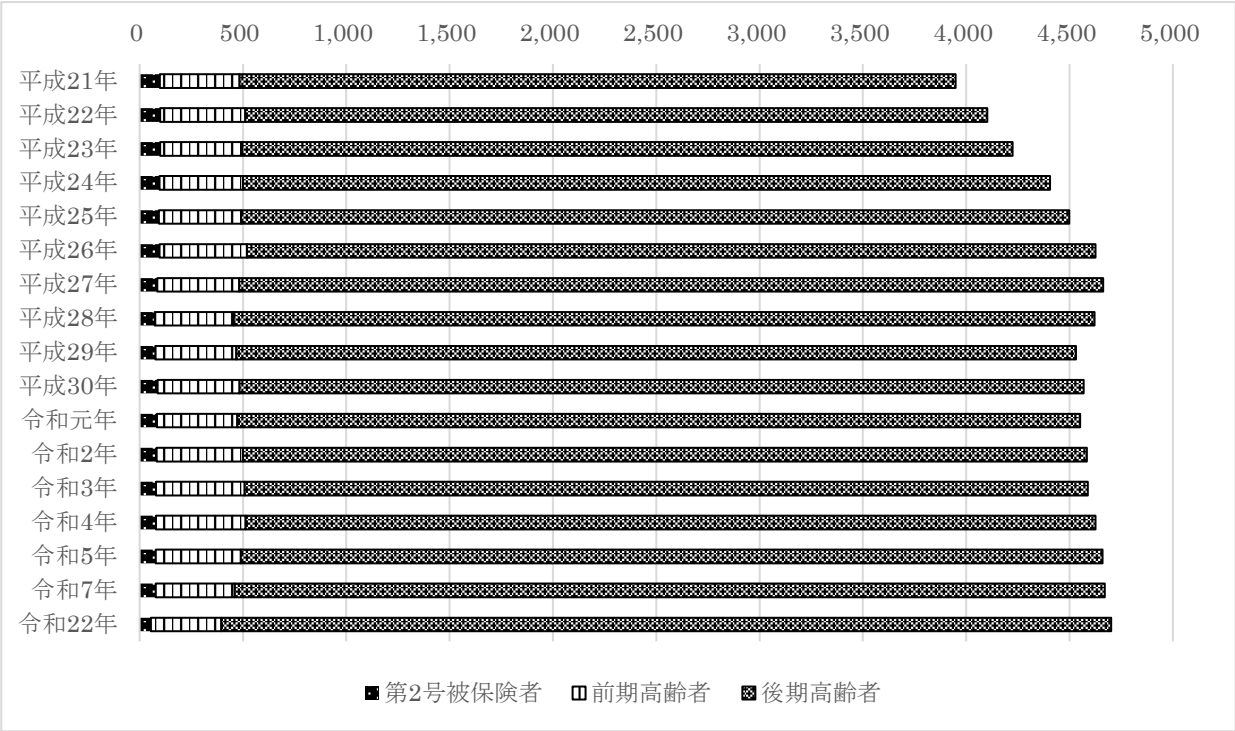
平成30年からの傾向により、令和3年以降、認定者数は横ばいで推移すると思われますが、団塊の世代が後期高齢者に移行するに伴い、再び認定者数が増加する見込みです。

【年齢区分別要介護認定者数の推計】

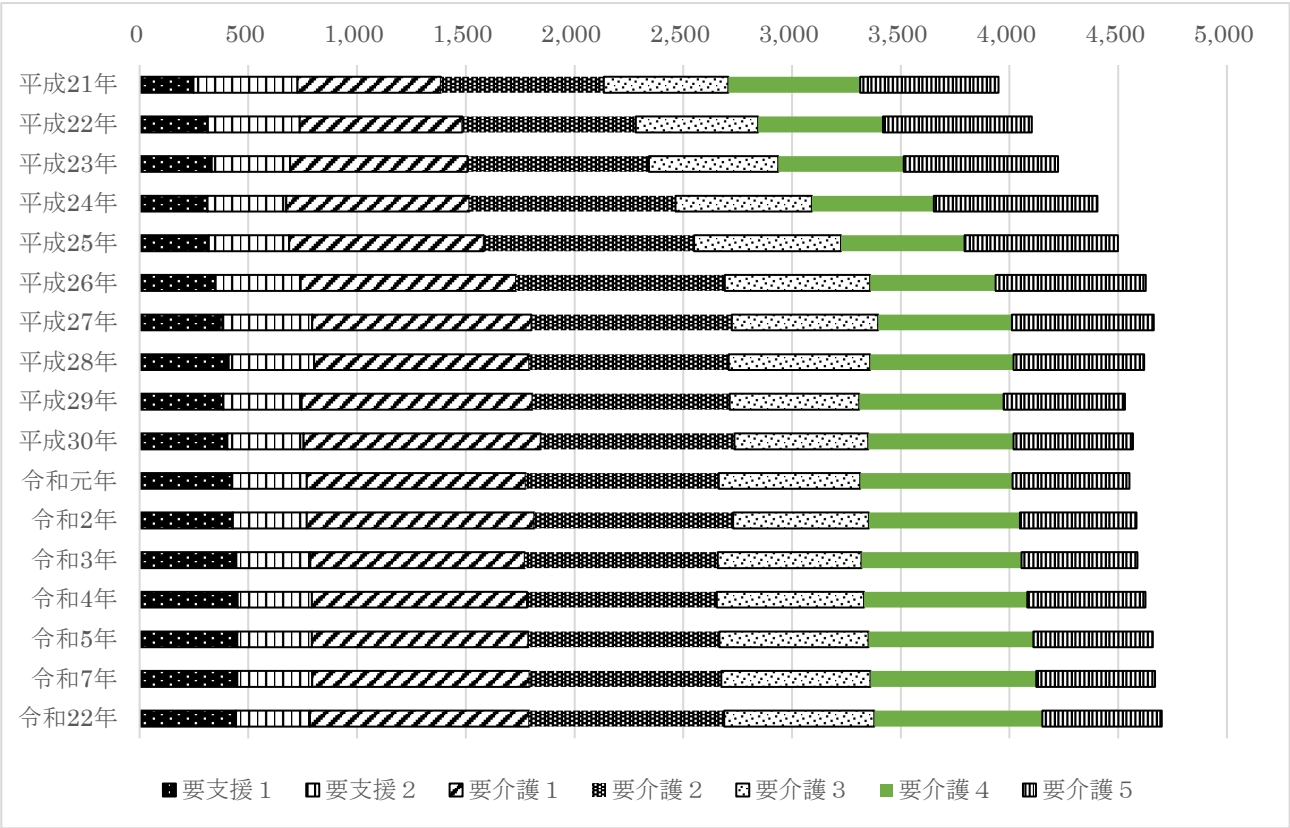
区分	令和3年	令和4年	令和5年	…	令和7年	…	令和22年
第1号被保険者	4,508人	4,545人	4,581人	…	4,593人	…	4,647人
65歳以上75歳未満	429人	433人	412人	…	383人	…	341人
75歳以上	4,079人	4,112人	4,169人	…	4,210人	…	4,306人
第2号被保険者	80人	80人	78人	…	77人	…	54人
計	4,588人	4,625人	4,659人	…	4,670人	…	4,701人
要介護認定率	17.8%	18.0%	18.2%	…	18.3%	…	20.1%

※（要介護認定率）＝（第1号被保険者の認定者数）÷（第1号被保険者数）×100

【年齢区分別認定者数の推移】



【要介護度別認定者数の推移】



3 主な保健福祉サービス等の実施状況

保健福祉サービス等の実施状況は次のようになっています。

【主な保健福祉サービス等の実施状況】

事業名	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
介護予防教室参加者数	140回 2,140人	125回 1,811人	60回 780人
認知症予防教室参加者数	36回 665人	36回 547人	24回 345人
泳がない!水中足腰運動教室	24回 422人	24回 377人	24回 230人
地域づくり型運動教室	—	60回 603人	78回 636人
短期集中型通所型介護予防事業参加者数	20人	14人	7人
短期集中型訪問型介護予防事業参加者数	0人	0人	2人
介護予防推進員数	8人	7人	7人
住民主体の通いの場総数	22か所	28か所	49か所
通いの場におけるリハビリテーション派遣回数	14回	11回	20回
生きがいと創造の事業	127人	125人	114人
家族介護者交流激励支援事業	52人	42人	実施なし
高齢者いきいきデイサービス事業	8,346人	4,534人	2,000人
紙おむつ給付事業	9,211人	9,190人	9,400人
あんしん電話事業	217人	199人	200人
高齢者生活支援事業（ホームヘルパー派遣）	20人	14人	10人
高齢者生活支援事業（生活援助員の派遣）	80人	86人	80人
高齢者生活支援短期入所事業	8人	7人	5人
訪問理美容助成事業	41人	49人	50人
高齢者はり、きゅう、マッサージ等助成事業	1,216人	1,235人	1,250人
高齢者愛の一声事業	402人	374人	348人
老人日常生活用具給付等事業	12人	0人	10人
高齢者等除雪援助員派遣事業	1,032回	128回	1,500回
高齢者等雪下ろし助成事業	522回	1回	700回
寝具洗濯乾燥サービス事業	13回	11回	14回
高齢者見守り支援事業	133人	130人	134人
介護相談員派遣事業	680回	651回	200回
介護給付費等費用適正化事業（保険者調査実施率）	54.6%	50.0%	56.0%
介護給付費等費用適正化事業（ケアプラン点検）	30件	50件	55件
住宅改修アドバイザー事業	2件	9件	21件
福祉用具・住宅改修支援事業	20件	29件	29件
養護老人ホーム措置実人数	82人	79人	85人
成年後見制度利用支援事業	8件	11件	
認知症サポーター養成数	875人	647人	300人

4 高齢者に対する基礎調査について

(1) 調査の目的

本調査は、令和3年度から令和5年度を計画期間とする「米沢市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定するにあたり、日常生活圏域ごとに在宅介護者の実態や、高齢者の日常生活の状況、身体の状況、健康づくりに対する意識、福祉・介護保険事業に関する意見などをうかがい、計画策定の基礎資料とし活用するために実施しました。

(2) 調査の対象

① 在宅介護実態調査

在宅で生活している要支援・要介護認定者のうち、令和元年12月1日から4月8日の間に更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける方600人を対象としました。

② 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

令和2年2月28日現在、65歳以上で要介護認定を受けていない方（要支援を含む）を対象とし、その中から、年齢、男女比などを考慮した上で、層化無作為抽出法により1,100人を抽出しました。

(3) 調査の方法

① 在宅介護実態調査

介護認定調査員による聞き取り調査

② 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

郵送による配布・回収

(4) 調査の実施時期

① 令和元年12月1日～令和2年4月8日

② 令和2年2月28日～令和2年3月16日

（令和2年3月31日までの回収票も有効とした）

(5) 配布・回収の結果

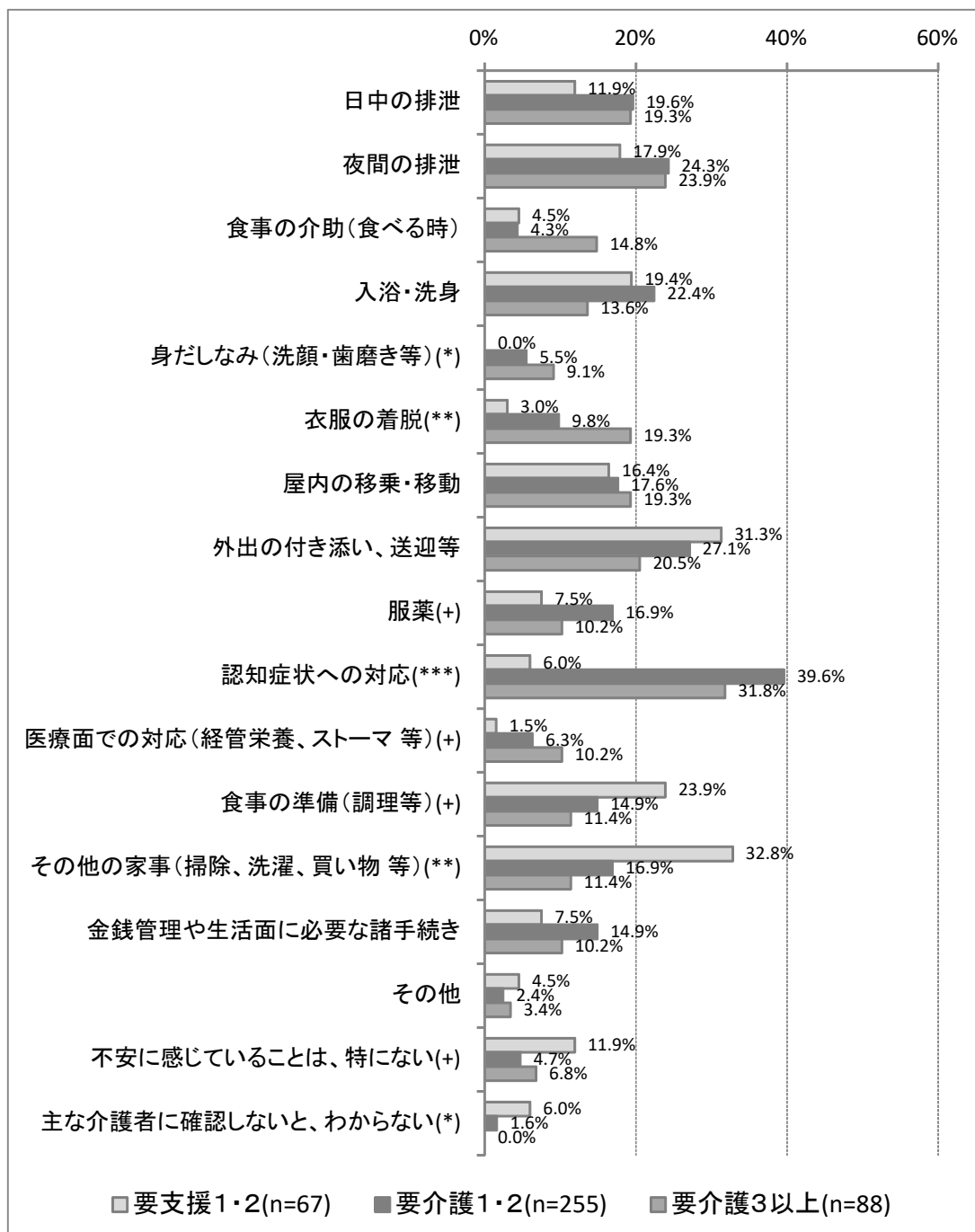
区分	配布数	回収数	無効回答	回収率
在宅介護実態調査	600 件	538 件	0 件	89.7%
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,100 件	793 件	0 件	72.1%

(6) 在宅介護実態調査（一部抜粋）

【介護者が不安に感じる介護】

主な介護者が不安に感じる介護は、要介護1・2及び要介護3以上では「認知症への対応」と「夜間の排泄」、「日中の排泄」の割合が要支援1・2に比べて高くなっています。特に、「認知症状への対応」については、要介護1・2で39.6%、要介護3以上で31.8%と、要介護認定者全体において高い数字が出ています。

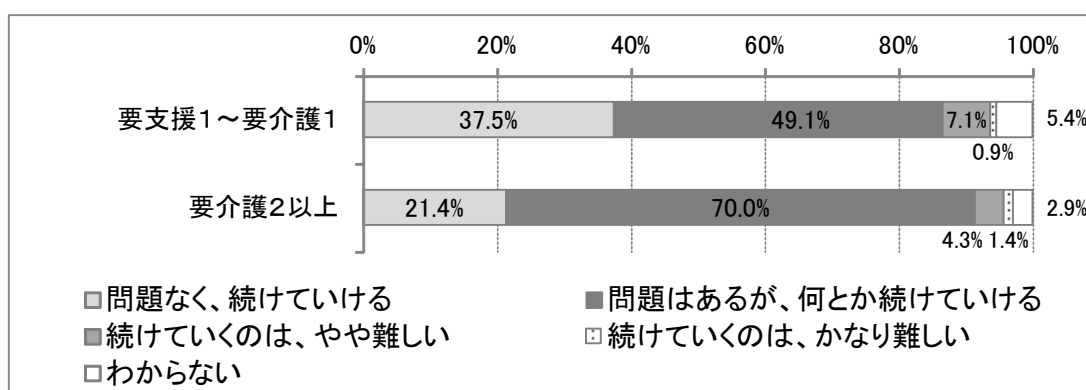
《要介護度別・介護者が不安に感じる介護》



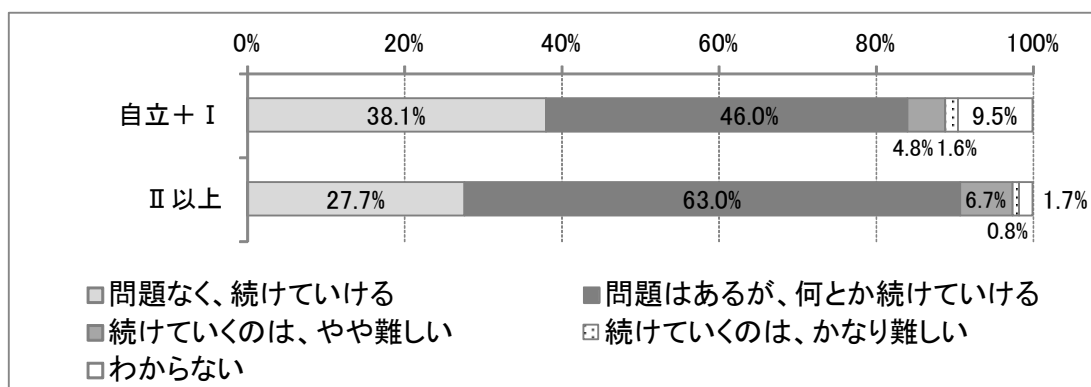
【就労継続見込み（フルタイム勤務・パートタイム勤務）】

家族の就業継続に対する意識について、要介護者の要介護度及び認知症自立度が重くなるほど、「問題なく続けていける」「問題はあるが、何とか続けていける」と答えた人の割合が低くなりました。「問題はあるが、何とか続けていける」「続けていくのは（やや・かなり）難しい」と答えた人が不安に感じる介護は、「夜間の排泄」「入浴・洗身」「外出の付き添い、送迎等」「認知症状への対応」「食事の準備」などで割合が高くなっていました。

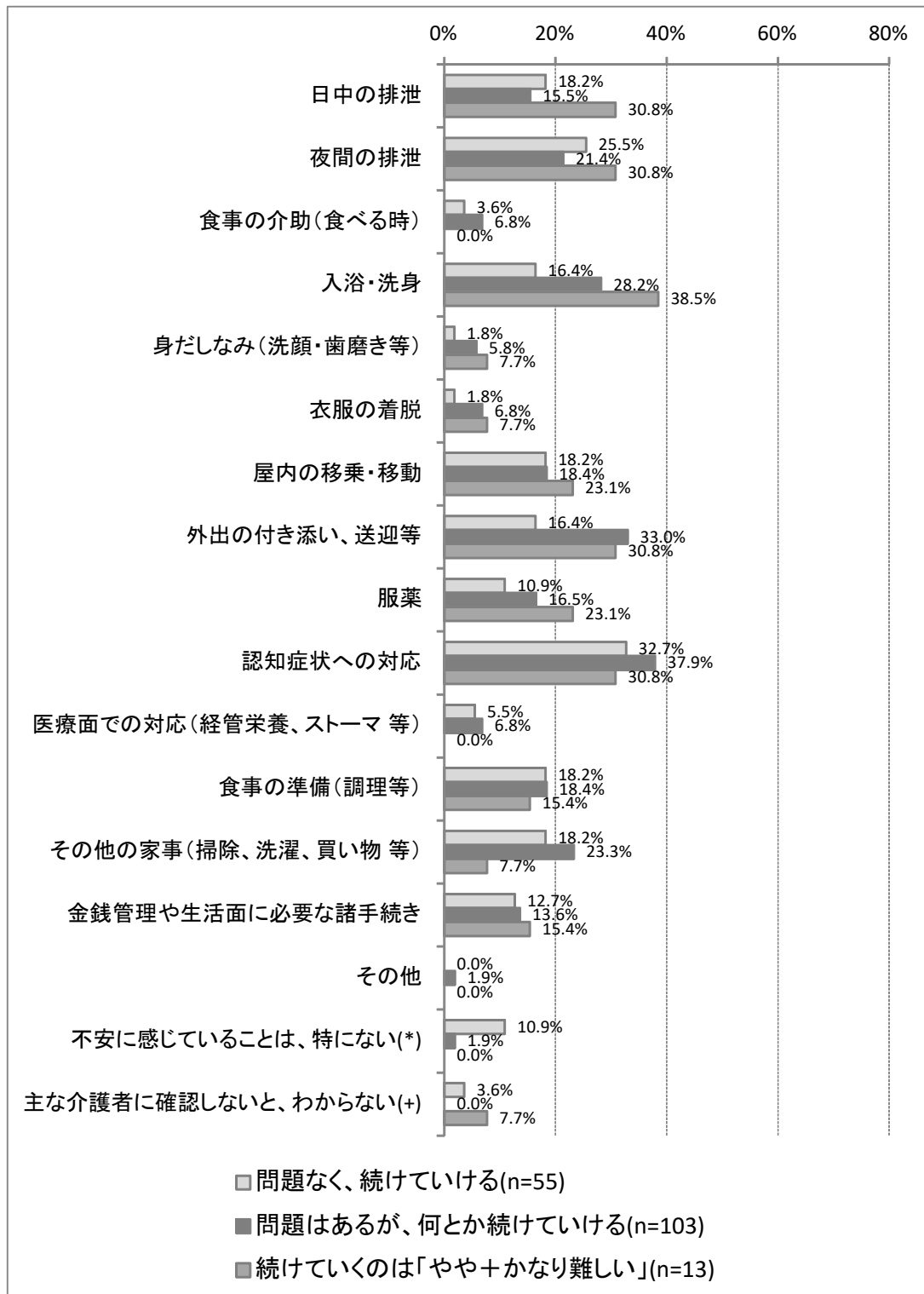
《要介護度別・就労継続見込み（フルタイム勤務+パートタイム勤務）》



《認知症自立度別・就労継続見込み（フルタイム勤務+パートタイム勤務）》



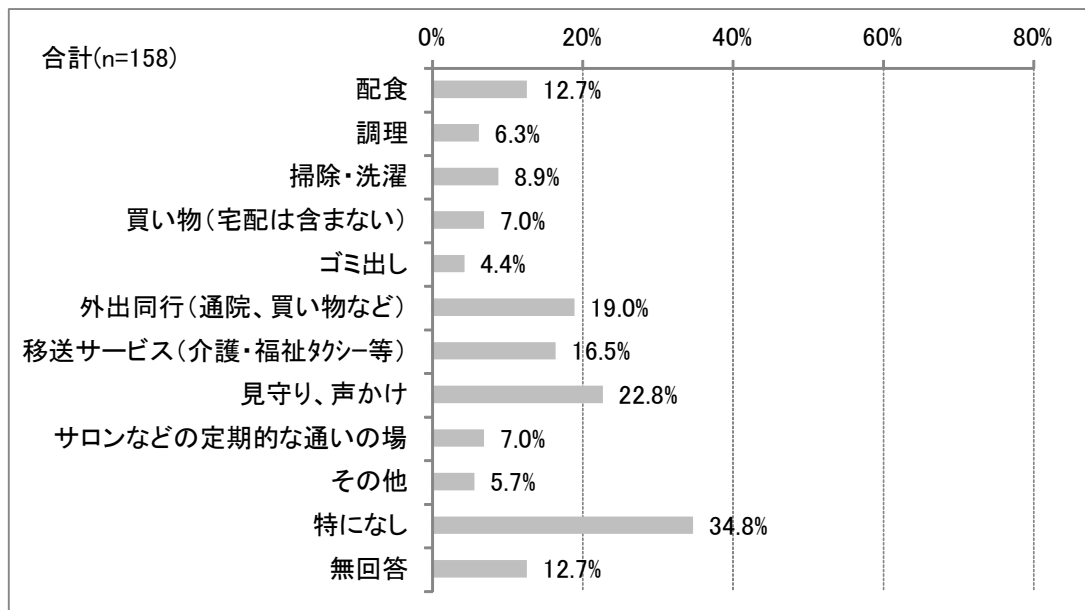
《就労継続見込別・介護者が不安に感じる介護（フルタイム勤務+パートタイム勤務）》



【在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス】

「在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス」としては、「外出同行」「移送サービス」「見守り・声かけ」などの支援・サービスの需要が大きかったです。「主な介護者が不安を感じる介護」について、「外出の付き添い、送迎等」「認知症への対応」が多かったことが反映されていると考えられます。

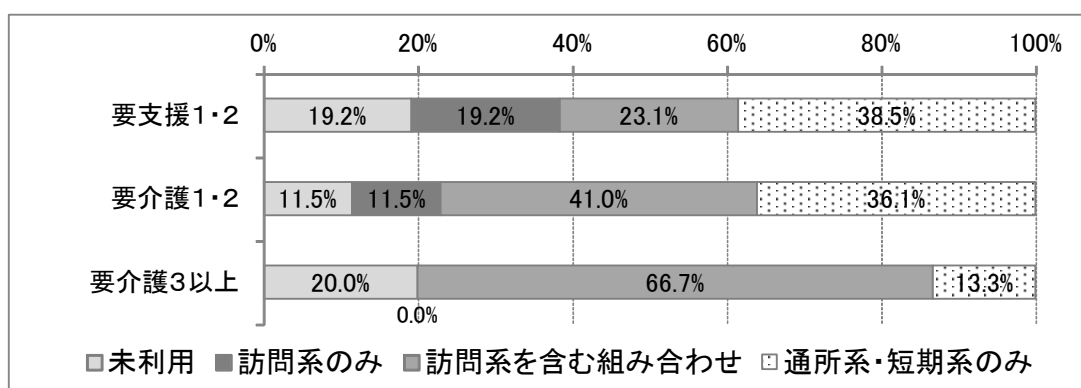
《在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（フルタイム勤務）》



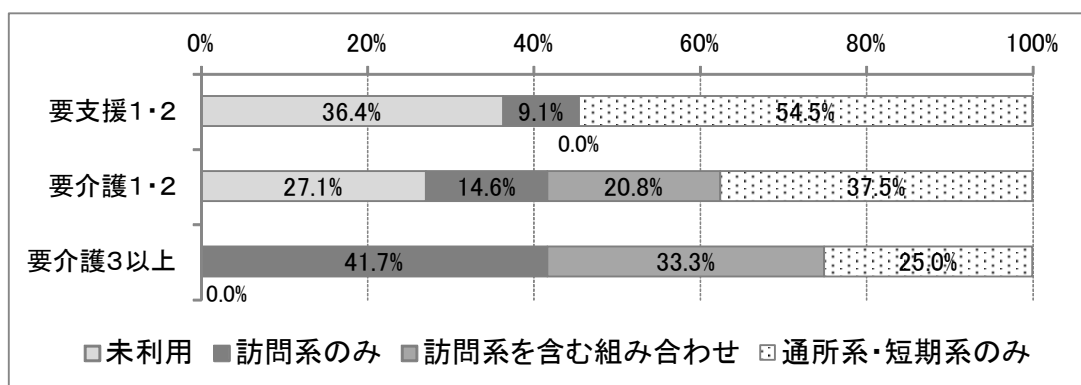
【介護保険サービス利用の組み合わせ（世帯類型別）】

世帯類型に関わらず、要介護度の重度化に伴い増加するサービス利用の組み合わせは、「訪問系を含む組み合わせ利用」でした。

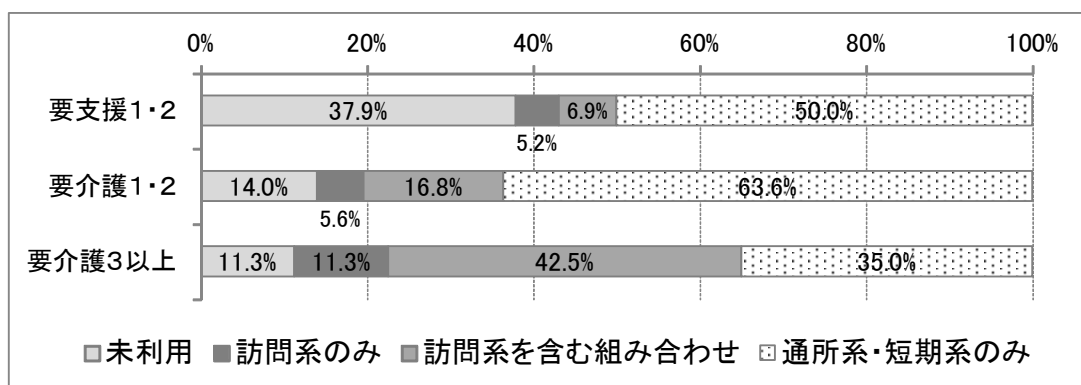
《要介護度別・サービス利用の組み合わせ（単身世帯）》



《要介護度別・サービス利用の組み合わせ（夫婦のみ世帯）》



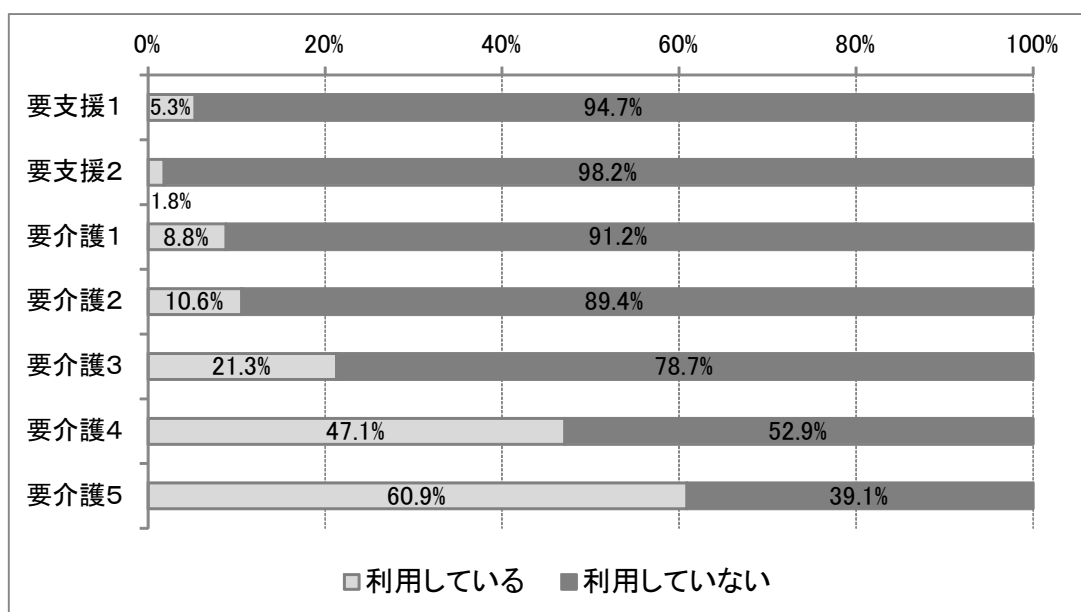
《要介護度別・サービス利用の組み合わせ（その他世帯）》



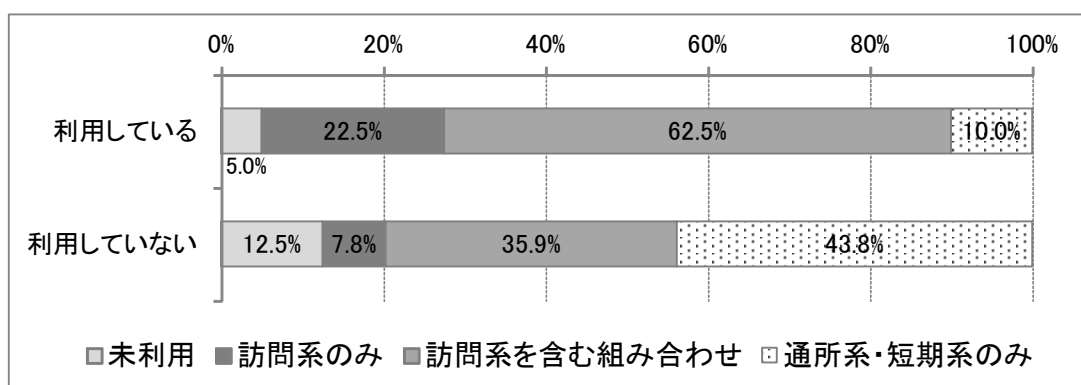
【訪問診療の利用】

要介護度別の「訪問診療の有無」から、要介護度の重度化に伴い、訪問診療の利用割合が増加する傾向がみられました。また、要介護3以上の人のサービス利用の組み合わせをみると、「訪問診療有り」と答えた人は、「訪問診療無し」と答えた人に比べて、「訪問系のみ」と「訪問系を含む組み合わせ」の利用割合が高いことが分かりました。

《要介護度別・訪問診療の利用割合》



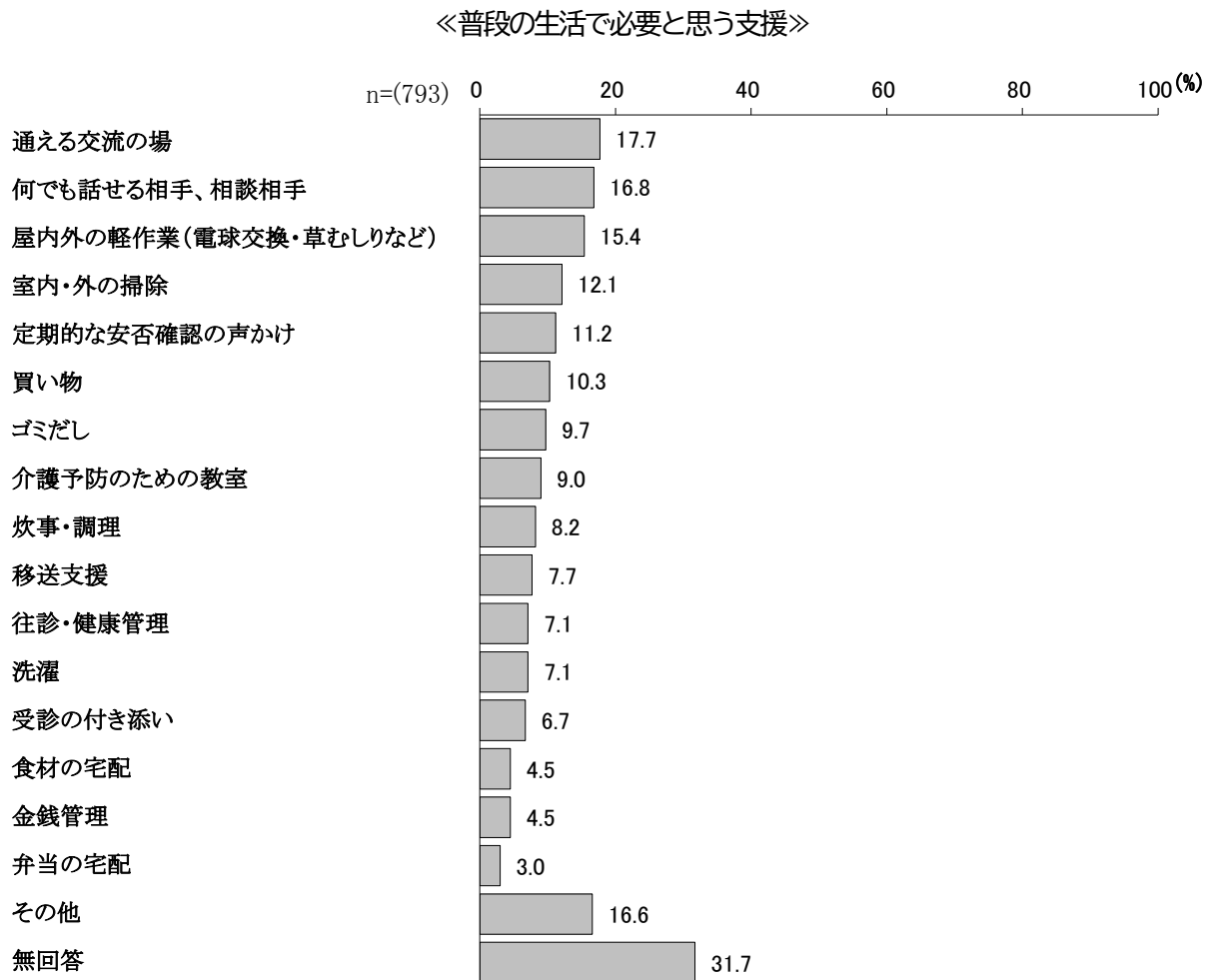
《訪問診療の有無別・サービス利用の組み合わせ（要介護3以上）》



(7) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一部抜粋）

【普段の生活で必要と思う支援】

普段の生活で必要と思う支援をたずねたところ、「通える交流の場」が17.7%と最も多く、以下、「何でも話せる相手、相談相手」（16.8%）、「屋内外の軽作業」（15.4%）、「室内・外の掃除」（12.1%）、「定期的な安否確認の声かけ」（11.2%）、「買い物」（10.3%）、「ゴミ出し」（9.7%）、「介護予防のための教室」（9.0%）となりました。

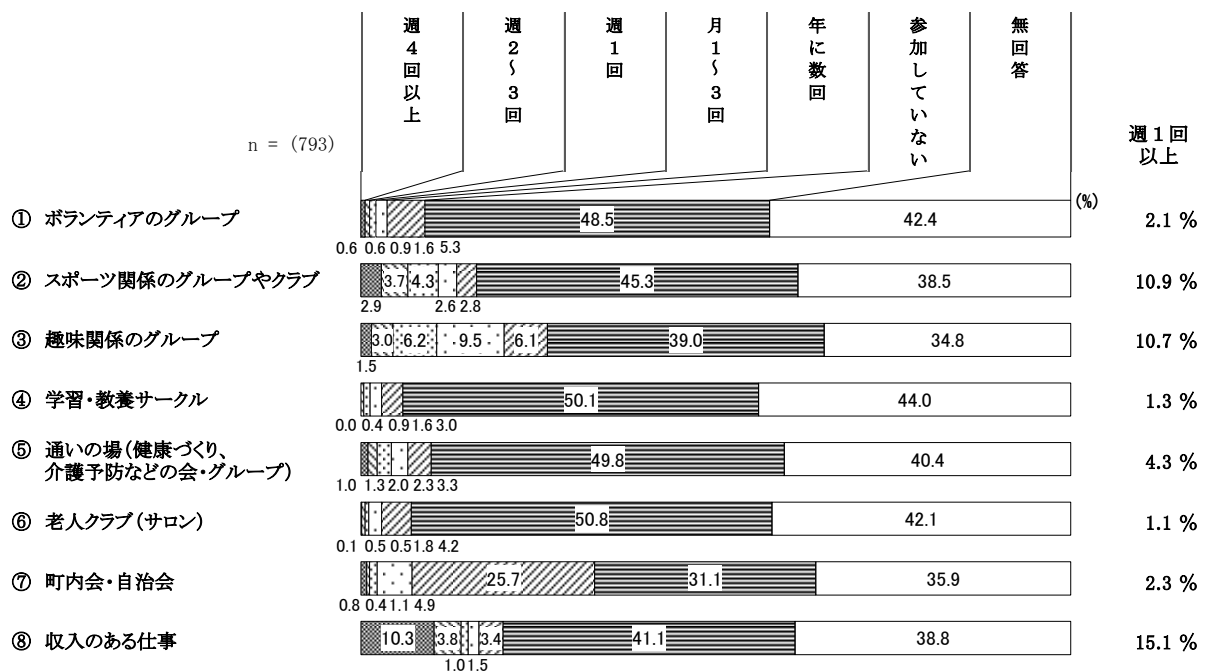


【地域活動への参加頻度】

地域活動への参加頻度をたずねたところ、『④ 学習・教養サークル』、『⑥ 老人クラブ（サロン）』で「参加していない」が50%以上を占めています。

一方、『② スポーツ関係のグループやクラブ』、『③ 趣味関係のグループ』、『⑧ 収入のある仕事』では“週1回以上”参加している人が10%以上になっています。

《地域活動への参加頻度》

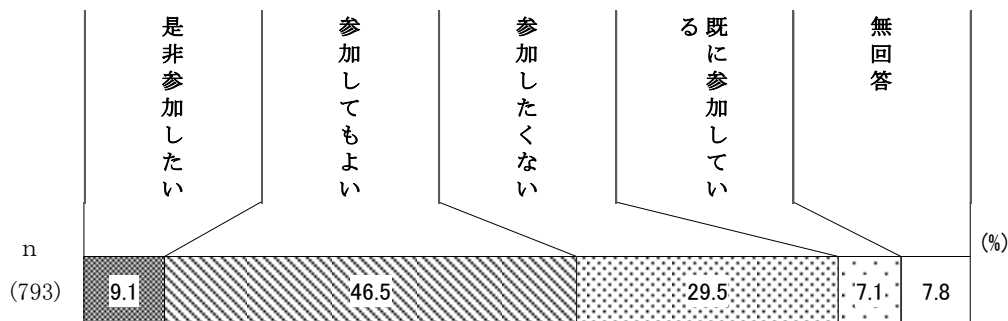


【地域の健康づくりや趣味等のグループ活動への参加意向】

地域の健康づくりや趣味等のグループ活動への参加意向をたずねたところ、「参加してもよい」が46.5%と最も多く、「是非参加したい」（9.1%）と「既に参加している」（7.1%）を合わせた“参加したい・している”人は62.7%と、半数を超えています。

日常生活圏域別にみると、第三中学校圏域、第五中学校圏域では「既に参加している」が10%以上となっています。第六中学校圏域では、“参加したい・している”人が68.1%と他の圏域に比べてやや多くなっています。

《地域の健康づくりや趣味等のグループ活動への参加意向》



《日常生活圏域別》

		調査数	是非参加したい	参加してもよい	参加したくない	既に参加している	無回答
(上段：実数) (下段：%)							
全 体		793	72	369	234	56	62
		100.0	9.1	46.5	29.5	7.1	7.8
日常生活圏域	第一中学校圏域	137	12	58	51	10	6
		100.0	8.8	42.3	37.2	7.3	4.4
	第二中学校圏域	139	16	71	36	4	12
		100.0	11.5	51.1	25.9	2.9	8.6
	第三中学校圏域	111	8	47	30	13	13
		100.0	7.2	42.3	27.0	11.7	11.7
	第四中学校圏域	116	11	55	35	7	8
		100.0	9.5	47.4	30.2	6.0	6.9
日常生活圏域	第五中学校圏域	82	8	29	27	12	6
		100.0	9.8	35.4	32.9	14.6	7.3
	第六中学校圏域	72	5	40	18	4	5
		100.0	6.9	55.6	25.0	5.6	6.9
日常生活圏域	第七中学校圏域	67	4	35	19	2	7
		100.0	6.0	52.2	28.4	3.0	10.4
南原中学校圏域		69	8	34	18	4	5
		100.0	11.6	49.3	26.1	5.8	7.2

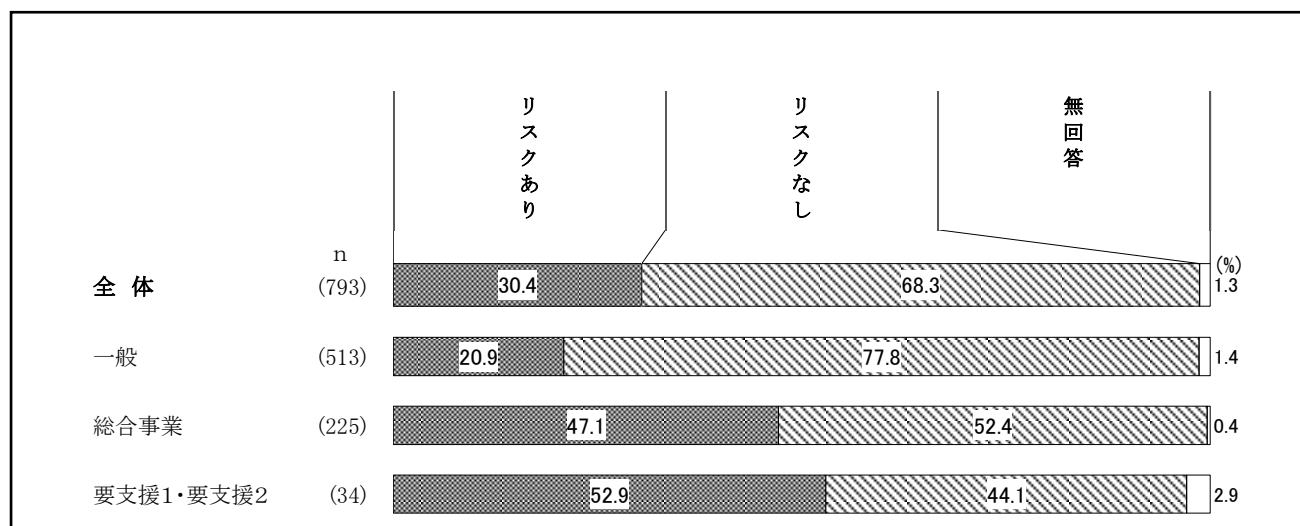
【転倒のおそれ】

基本チェックリストに基づく転倒のリスク者割合は、全体で30.4%となっています。

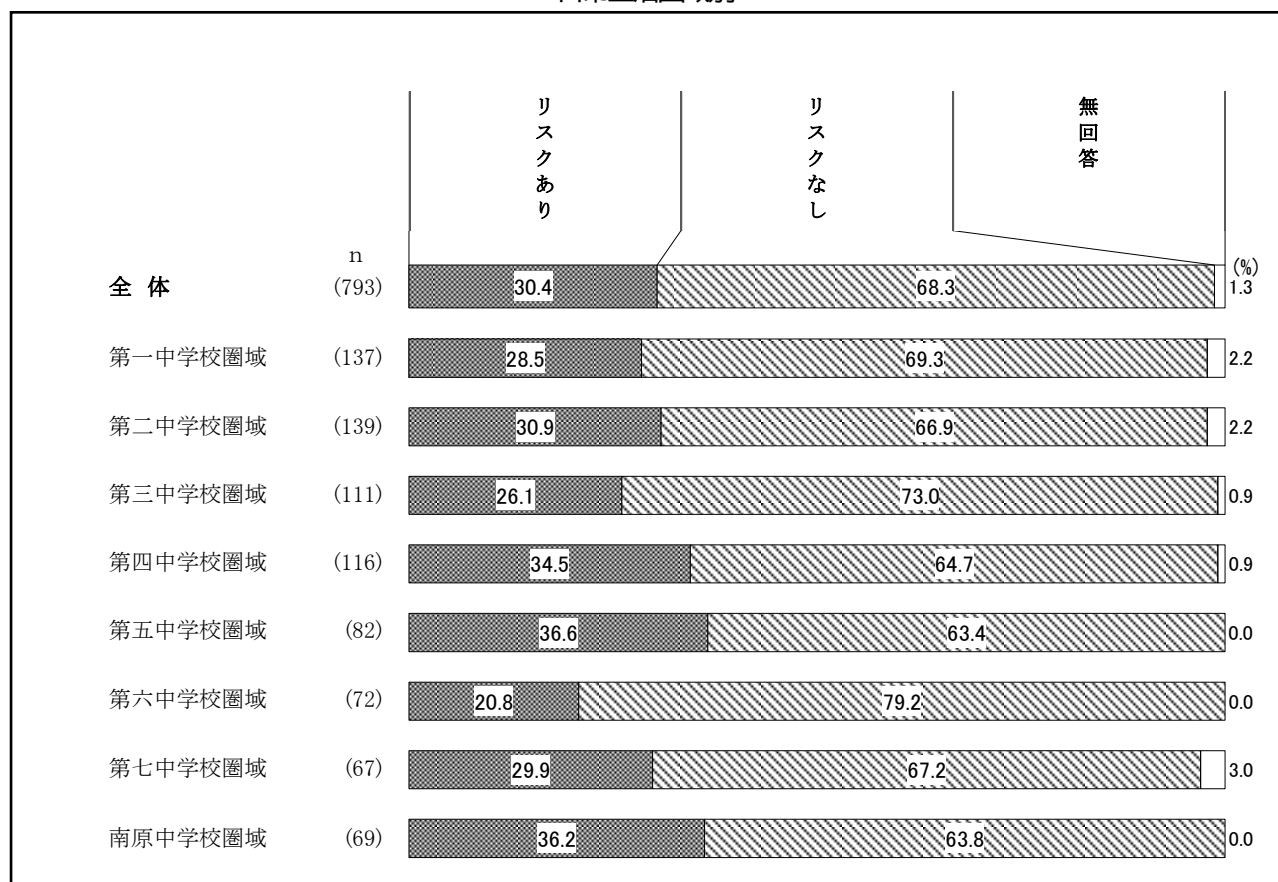
総合事業対象別にみると、リスク者割合は総合事業対象者で47.1%、要支援1・要支援2では52.9%となっています。

日常生活圏域別にみると、第五中学校圏域で36.6%とリスク者割合が多くなっています。

《総合事業対象者別》



《日常生活圏域別》



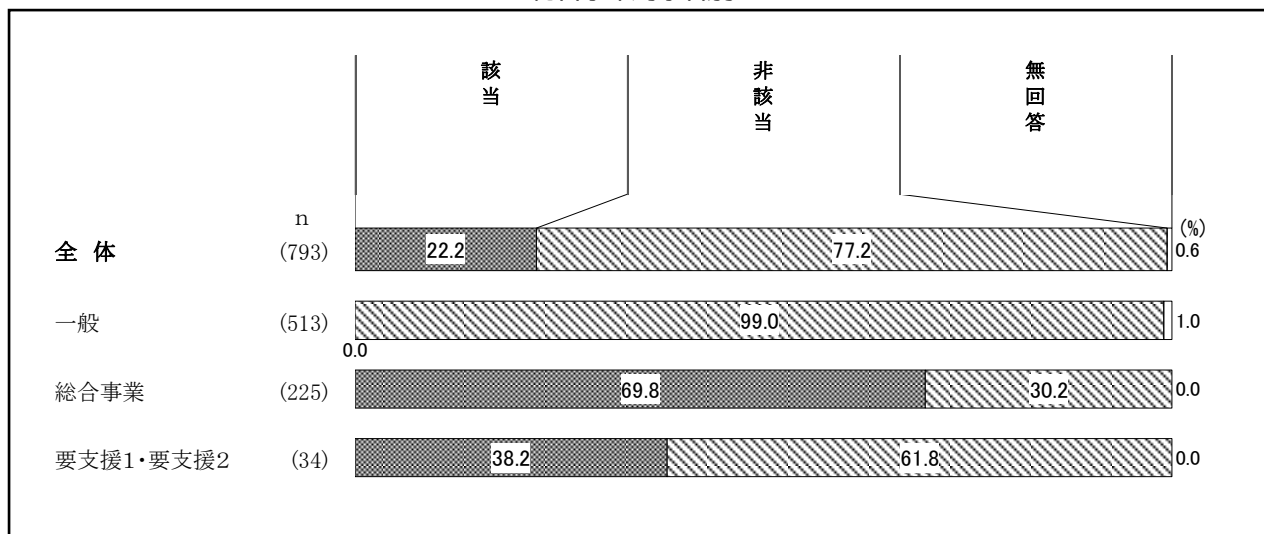
【口腔機能の低下】

基本チェックリストに基づく口腔機能に関する該当者割合は、全体で22.2%となっています。

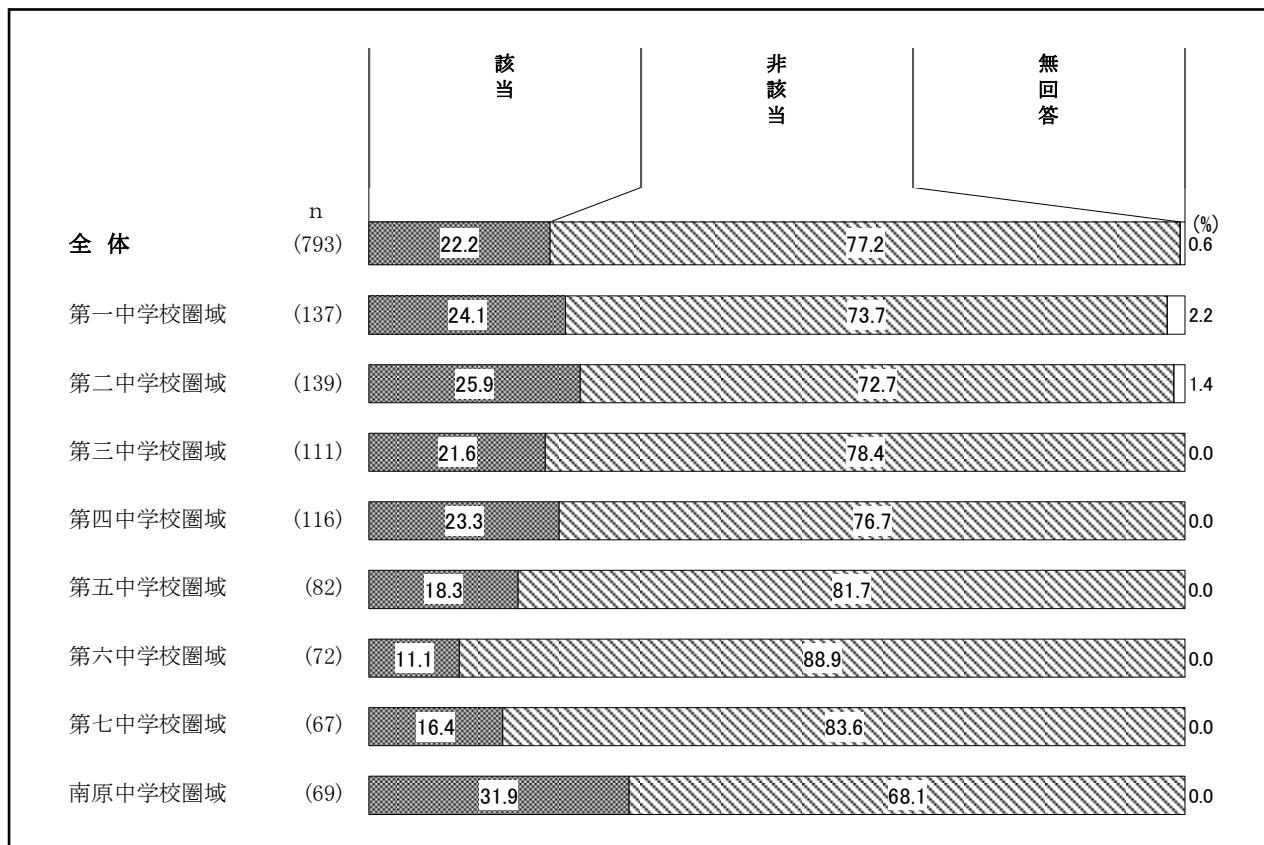
総合事業対象別にみると、該当者割合は総合事業対象者で69.8%、要支援1・要支援2では38.2%となっています。

日常生活圏域別では、南原中学校圏域で31.9%とリスク者割合が多くなっています。

《総合事業対象者別》



《日常生活圏域別》



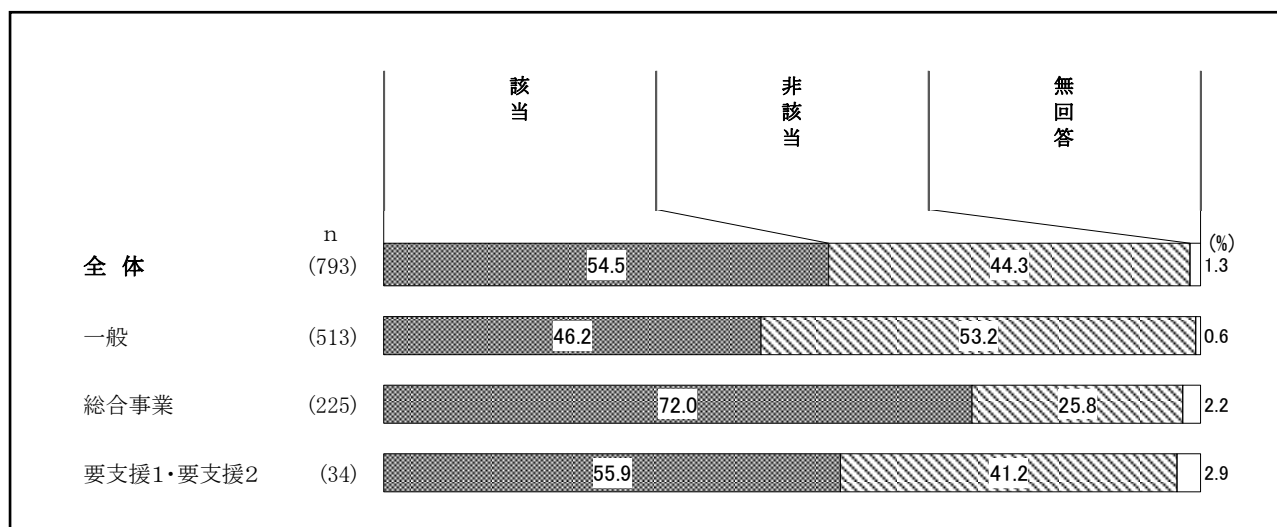
【認知症予防】

基本チェックリストに基づく認知症予防の該当者割合は、全体で54.5%となっています。

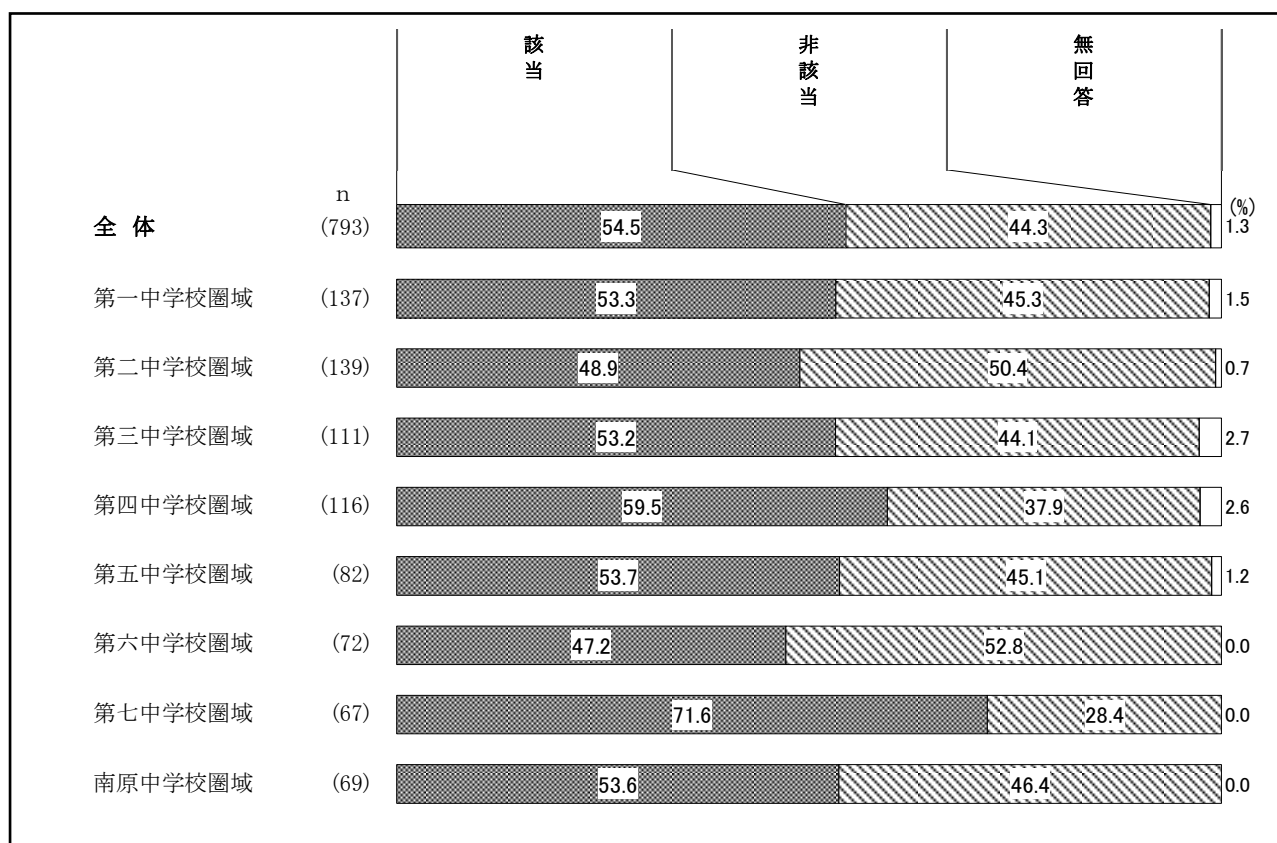
総合事業対象別にみると、該当者割合は総合事業対象者で72.0%、要支援1・要支援2では55.9%となっています。

日常生活圏域別にみると、第七中学校圏域で71.6%と該当者割合が多くなっています。一方、第二中学校圏域と第六中学校圏域で該当者割合は半数以下となっています。

《総合事業対象者別》



《日常生活圏域別》



第3章

施策・事業の推進

◎施策の体系

基本理念	大ビジョン	中ビジョン	施策
いきがいの“わ”でつながるげんき米沢	自立して暮らすことができるまち	【健康長寿】 一人ひとりが心と体のげんきを守り、より向上できる 【社会参加】 多様な世代と関わり合い、社会とのつながりを持ち続けることができる 【いきがい】 誰もが自分の強み、楽しみ、価値観を生かし、持ち続けることができる	・介護予防、健康づくり施策の充実 ・認知症施策の推進 ・在宅医療・介護連携体制の充実
	互いに支え合えるまち	【支え合い・助け合い】 心身の状態に合わせて、自分らしい暮らしを続けていくことができる	・尊厳ある暮らしのための支援と成年後見の充実 ・過不足のない介護給付の提供・支援 ・家族介護者への支援 ・地域包括支援センターの機能強化 ・利用者負担の軽減 ・生活支援サービスの充実 ・地域共生社会の理念啓発・社会の構築 ・介護人材確保及び業務効率化の取組 ・災害や感染症対策に係る体制整備
	いきがいを持つことができるまち	【住まい】 自分に合った住まいや住まい方の選択ができる	・住まいの環境整備の支援 ・高齢者の住まいの確保 ・住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に関する情報連携強化 ・令和7（2025）年、令和22（2040）年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

【健康長寿】

中ビジョン1：一人ひとりが心と体のげんきを守り向上できる

【社会参加】

中ビジョン2：多様な世代と関わり合い、社会とのつながりを持続けることができる

【いきがい】

中ビジョン3：誰もが自分の強み、楽しみ、価値観を生かし、持続けることができる

高齢者がいつまでもいきいきと暮らしていくためには、高齢者自らの健康状態を知り、健康づくりに取り組むことや日々の生活で各自が役割を持ち、家庭の中や地域社会で活躍していくことが大切です。日頃から健康に対する興味や関心を持つこと、暮らしの中で実行することと段階を踏み、健康寿命を延ばすことへつなげる必要があります。

また、認知症となっても、地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を構築していくことが大切です。そのために、地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供できる体制構築を今後も進めていきます。

併せて、高齢期になっても地域社会で活躍できるよう、地域とのつながりを保ちながら継続的に取り組んでいくことができる体制や地域づくりを支援することも重要になります。高齢者が持つ豊富な経験、知識や技術を活かし社会参加ができる環境の整備や地域活動への参加、他者との交流を図る機会を設ける必要もあります。

高齢者に多種多様な社会参加の機会を設け、閉じこもりがちな高齢者の外出や交流機会の創出を図っていきます。

介護予防、健康づくり施策の充実

高齢者自身が健康増進や介護予防についての意識を持ち、自ら進んで取り組むことができるよう、自立支援に資する取り組みを推進していきます。

そのために、住民主体の活動を奨励するとともに、専門職と連携し、単に高齢者の心身機能の改善だけを目指すのではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、生きがいや役割を持って地域で暮らせるための取り組みを進めていきます。また、地域支援事業のほか、介護予防に資する多様な事業等と連携し充実を図っていきます。

【主な事業】

- ・介護予防把握事業（高齢者見守り訪問員の配置）
- ・介護予防普及啓発事業（介護予防教室等の開催）
- ・地域介護予防活動支援事業（住民主体の通いの場立上げ・継続支援、住民ボランティアの育成）
- ・地域リハビリテーション活動支援事業（住民主体の通いの場への専門職派遣）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業

- ・高齢者いきいきデイサービス事業
- ・老人クラブ活動推進事業
- ・老人体育レクリエーション大会事業

認知症施策の推進

認知症になっても、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる地域の実現を目指します。

そのために、認知症施策推進大綱を踏まえ、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進します。認知症に関する正しい知識や理解の普及啓発、予防、介護者等への支援、社会参加支援等を進めるため、教育や地域づくり等の介護以外の分野と連携し、地域全体での取り組みを進めていきます。

【主な事業】

- ・認知症サポーター等養成事業(チームオレンジの構築)
- ・認知症初期集中支援推進事業(認知症初期集中支援チームの配置)
- ・認知症地域支援・ケア向上事業(認知症地域支援推進員の配置)

※チームオレンジ

地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるためにチームを組んで取り組むこと。チーム員は、本人・家族を含む地域サポーターと多職種の地域サポーター。主な活動内容は、外出支援、見守り、声かけ、話し相手、認知症の人の居宅へ出向く出前支援等。

在宅医療・介護連携体制の充実

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域での暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護の一体的な提供の実現を目指します。

そのために、米沢市在宅医療・介護連携支援センターを中心として、現状把握及び分析、課題抽出に基づいた対応策を実施するほか、認知症総合支援事業・生活支援体制整備事業等の関連事業と連携し、医療と介護関係者の協働及び連携体制の構築に取り組みます。

【主な事業】

- ・在宅医療・介護連携推進事業(在宅医療・介護連携支援センターの設置)

【支え合い・助け合い】

中ビジョン4：心身の状態に合わせて、自分らしい暮らしを続けていくことができる

高齢者がそれぞれの状態に合わせて、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていくためには、地域での支え合いや助け合いが大切になります。

近年では自然災害の発生が増加しており、避難体制の整備など、地区ごとや市全体の支え合いや助け合いがより一層重要になります。

高齢者が自分らしく暮らし続けていくために、様々な支援を行っていきます。

尊厳ある暮らしのための支援と成年後見の充実

住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を送ることができるという、人としての当たり前の願いを支えるため、権利侵害の対象になりやすい高齢者、あるいは自ら権利主張や権利行使することのできない状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援に取り組んでいきます。

置賜3市5町で策定する置賜定住自立圏共生ビジョンにおいて、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関となる「(仮称)置賜成年後見センター」を設置し、財産の管理又は日常生活に支障がある高齢者及び障がい者の権利擁護支援体制の構築を推進していきます。

【主な事業】

- ・ 高齢者虐待防止
- ・ 高齢者消費者被害防止（消費者見守りサポーター等の養成）
- ・ 成年後見制度利用支援事業（申立経費、成年後見人報酬の支援）

過不足のない介護給付の提供・支援

介護給付を必要とする人を適切に認定し、真に必要とするサービスを事業者が過不足なく適切に提供するように促し、介護給付の適正化を一層推進します。

また、介護保険制度について、正しく制度を理解してもらう必要があります。介護保険制度の周知に加え介護給付適正化について、利用者はもとより、家族等も含めて理解を深めるよう努め、事業者と目的を共有し、協働して取り組むよう働きかけます。

【主な事業】

- ・ 要介護認定の適正化
- ・ ケアプラン点検
- ・ 住宅改修等の点検
- ・ 医療情報との突合・縦覧点検
- ・ 普及啓発事業
- ・ 介護相談員派遣事業

家族介護者への支援

高齢者を介護している家族に対する支援を通じて、介護負担の軽減等を行い、高齢者とその家族ができる限り在宅生活を継続できるよう支援に取り組んでいきます。

介護者相互の交流や健康相談、認知症高齢者の見守り等、家族介護者が孤立することのないよう、地域全体で支えていくための体制構築を推進していきます。

【主な事業】

- ・ 家族介護者交流支援事業
- ・ 徘徊高齢者等支援事業（事前登録制度「かえっぺ」）

地域包括支援センターの機能強化

高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活が送れるよう支援するために、介護保険サービスをはじめ、保健・医療・福祉・権利擁護等の関係機関と連携し、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援し、地域包括ケアシステムの構築に取り組めます。

効果的なセンター運営の継続のため、国が策定している評価指標等による評価を行い、業務改善や体制整備を進め、センター及び職員の資質向上に取り組めます。

【主な事業】

- ・ 地域包括支援センター運営事業

利用者負担の軽減

経済的にゆとりのある高齢者は多くはありません。特に、所得の低い人は、利用者負担額の支払いが困難という理由から必要なサービスの利用を控えてしまい、重度化する恐れがあります。そのため、利用者の経済的負担の軽減を図ります。

【主な事業】

- ・ 米沢市介護保険居宅サービス等利用者負担額助成事業
- ・ 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度

生活支援サービスの充実

高齢者の在宅生活の継続に必要とされるサービスや地域資源の把握、関係者のネットワーク化等を通じて、住民やNPO、民間企業等の多様な主体によるサービス提供が可能となるよう、協働体制の充実・強化を推進していきます。

高齢者が生活支援の担い手となり、社会参加・社会的役割を持つことで生きがいや介護予防につながっていく、地域の支えあいの体制づくりに取り組めます。

【主な事業】

- ・生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置）
- ・高齢者労働能力活用事業（米沢市シルバー人材センターの運営支援）

地域共生社会の理念啓発・社会の構築

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超え、住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が「丸ごと」つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現を目指します。

そのために、複合化した問題や制度の狭間の問題に対して、全体を俯瞰して支援する福祉総合相談支援体制の構築に取り組んでいきます。

介護人材確保及び業務効率化の取組

少子高齢化の進展により、介護人材不足は一層深刻な状況になることが懸念されます。

介護職に限らず、介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めることが重要です。一方で、介護事業所職員の負担軽減を図るため、地域医療介護総合確保基金を活用して ICT 導入を支援していきます。さらに、文書負担軽減のため、国が示す方針に基づき個々の申請様式・添付書類の簡素化を進めます。また、介護職場のイメージを刷新するための情報発信を行っていきます。

災害や感染症対策に係る体制整備

日頃から介護保険事業所と連携し、避難訓練の実施や感染防止策の周知啓発を行い、不測の事態であっても、適切な対策の実施及び継続的なサービス提供に向けた支援を行っていきます。また、災害等が発生した場合には、米沢市地域防災計画や米沢市新型インフルエンザ等行動計画等に基づき対処していきます。

【主な事業】

- ・介護保険事業所集団指導、実地指導
- ・運営推進会議における周知啓発

【住まい】

中ビジョン 5: 自分に合った住まいや住まい方の選択ができる

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためには、自分に合った住まいや、自分に合った住まい方を選択できる環境を整備することが必要です。

高齢者の中には、体の状態や高齢期における生活など様々な悩みを抱えている方がいます。それぞれの悩みや不安に応じたサービスを提供し、高齢者の住環境を整えることで、いつまでも住み慣れた地域で自分らしく生活していけるような環境整備を支援し、自分に合った住まいや住まい方を選択できるようにしていきます。

住まいの環境整備の支援

高齢者の多くが、転倒に対する不安をもって生活しています。住まいの環境を整備することで、不安の軽減と日常生活の自立支援を図り、介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援します。

高齢者がいつまでも安全にかつ安心して暮らせるように、多方面からの関わりにより、不安の解消となる事業を推進し、住まいの環境整備を支援します。

【主な事業】

- ・住宅改修
- ・福祉用具購入
- ・高齢者等除雪援助員派遣事業
- ・高齢者等雪下ろし助成事業

高齢者の住まいの確保

高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅に、生活援助員（ライフサポートアドバイザー）を配置し、高齢者が自立した生活を送ることができるように、生活の相談や緊急時の対応等に応じるとともに、緊急通報システムにより入居者の安否確認等を行います。

また、家庭環境や経済的な理由等により、在宅生活が困難になった高齢者に対して、低額な料金での施設入所や食事の提供、必要な生活の支援や相談等を行います。

【主な事業】

- ・シルバーハウジング生活援助員派遣等事業
（市営住宅塩井町団地におけるライフサポートアドバイザーの配置）
- ・老人福祉施設入所

住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に関する情報連携強化

県との間で、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に関する情報の連携を強化し、本市における施設整備に役立てていきます。

令和7（2025）年、令和22（2040）年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

サービスを必要とする人が、その人に最も適したサービスを受けることができるよう、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスそれぞれの供給バランスや必要性を重視した施設整備を推進します。

なお、第8期計画における介護サービスの基盤整備の方針については、第4章に詳細をまとめます。

主な保健福祉サービス等の目標値

【介護認定給付係】

事業名 評価指標	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付費適正化事業				
認定調査保険者実施率	%	58	60	62
面接によるケアプラン点検	件	60	65	70
住宅改修アドバイザー事業利用件数	件	24	36	36
住宅改修複数見積実施率	%	15	20	30

【地域包括支援係】

事業名 評価指標	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般介護予防事業〔介護予防普及啓発事業〕				
介護予防教室参加者数（開催回数 140 回）	人	1,960	2,100	2,240
認知症予防教室参加者数（開催回数 36 回）	人	540	612	684
泳がない!水中足腰運動教室参加者数（開催回数 24 回）	人	360	384	408
地域づくり型運動教室参加者数（開催回数 72 回）	人	576	648	720
一般介護予防事業〔地域介護予防活動支援事業〕				
住民主体の通いの場（シューイチ体操倶楽部）総数	箇所	40	60	80
介護予防推進員総数	人	10	15	20
一般介護予防事業〔地域リハビリテーション活動支援事業〕				
通いの場へのリハビリテーション専門職派遣数	回	15	20	25
認知症総合支援事業				
認知症サポーター総数	人	8,500	9,000	9,500
認知症カフェ総数	箇所	8	10	12
認知症ちょこっと相談室総数	箇所	30	32	34
高齢者消費者被害防止地域ネットワーク推進事業				
消費者見守りサポーター総数	人	3,000	3,500	4,000
介護相談員派遣事業				
介護サービス事業所への派遣数	回	720	740	740

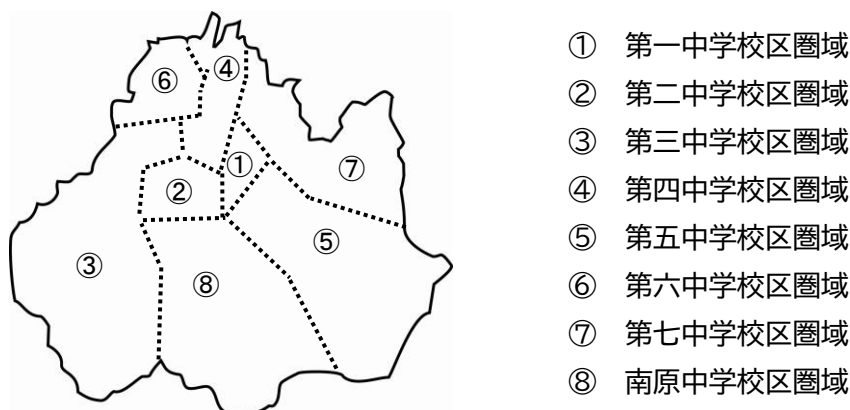
第4章

介護保険事業の見込

1 日常生活圏域の設定

(1) 本市の日常生活圏域

平成18年度以降、地理的条件や人口等の社会的条件を勘案した日常生活圏域を市町村において設定することとなりましたが、本市では各圏域の面積や人口、介護保険サービスの供給体制などを踏まえ、中学校区を第3期計画期間より日常生活圏域としてきましたが、引き続き第8期計画期間中も設定することにします。



※①～⑧：旧中学校圏域で設定しています。

(2) 日常生活圏域の状況

各圏域共に一定の人口規模を確保しています。認定者数については、介護老人福祉施設のある圏域で認定率が高い傾向がありますが、それ以外の圏域では概ね同程度の認定率となっています。

【日常生活圏域毎の人口等】

(単位：人)

		1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中	計
人口		12,505	14,632	11,255	14,034	8,942	5,456	8,372	3,922	79,118
高齢者の状況	前期高齢者数(B)	1,885	1,973	1,567	2,025	1,359	958	1,353	681	11,801
	後期高齢者数(C)	2,262	2,350	2,121	1,994	1,545	1,024	1,324	792	13,412
	高齢者数(D)	4,147	4,323	3,688	4,019	2,904	1,982	2,677	1,473	25,213
	前期割合(B)÷(D)	45.45	45.64	42.49	50.39	46.80	48.34	50.54	46.23	46.81
	後期割合(C)÷(D)	54.55	54.36	57.51	49.61	53.20	51.66	49.46	53.77	53.19
	高齢者割合(D)÷(A)	33.16	29.54	32.77	28.64	32.48	36.33	31.98	37.56	31.87
認定の状況	2号	13	17	11	13	6	6	11	7	84
	1号(E)	747	755	675	621	437	427	506	272	4,440
	(前期高齢者数)	70	75	61	45	39	52	51	23	416
	(後期高齢者数)	677	680	614	576	398	375	455	249	4,024
	合計	760	772	686	634	443	433	517	279	4,524
	認定率(E)÷(D)	18.01	17.46	18.30	15.45	15.05	21.54	18.90	18.47	17.61

※令和2年10月1日現在

【日常生活圏域毎の事業所数】

サービス種類	1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中	総計
居宅サービス									
訪問介護	2	6	5	7	2	0	3	2	27
訪問入浴介護	0	0	1	3	0	0	0	0	4
訪問看護	3	2	1	1	0	1	0	0	8
訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0	1	1
通所介護	4	1	4	6	2	3	2	1	23
通所リハビリテーション	0	0	2	0	0	0	0	1	3
福祉用具貸与	1	1	2	3	1	0	0	0	8
特定福祉用具購入	1	1	2	3	1	0	0	0	8
短期入所生活介護	1	0	2	1	0	2	2	1	9
短期入所療養介護	0	0	1	0	0	1	0	1	3
定期巡回・随時対応型訪問介護看護※	0	1	1	0	0	0	0	0	2
地域密着型通所介護※	2	3	1	3	0	1	0	0	10
認知症対応型通所介護※	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護※	3	2	1	2	1	0	1	1	11
看護小規模多機能型居宅介護※	0	1	0	0	0	1	0	0	2
居宅療養管理指導	24	31	13	46	4	2	6	0	126
居宅介護支援	5	2	7	8	1	2	3	3	31
介護予防支援	0	1	0	1	0	2	1	0	5
施設・居住系サービス									
認知症対応型共同生活介護※	2	0	2	3	4	1	1	0	13
特定施設入所者生活介護	0	0	1	2	0	0	0	1	4
介護老人福祉施設	1	0	0	0	0	2	2	1	6
介護老人保健施設	0	0	1	0	0	1	0	1	3
介護療養型医療施設	0	0	1	0	0	0	0	0	1

令和2年10月1日現在（休止中、みなし指定事業所及び基準該当事業所を含む。）

※は地域密着型サービス

上記のうち、第7期計画期間中に整備した事業所は以下のとおりです。※地域密着型サービスのみ

サービス種類	1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中	総計
居宅サービス									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	1	2	1	1	0	0	0	0	4
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	1	0	0	0	0	0	1	2
看護小規模多機能型居宅介護	0	1	0	0	0	0	0	0	1
施設・居住系サービス									
認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和2年10月1日現在

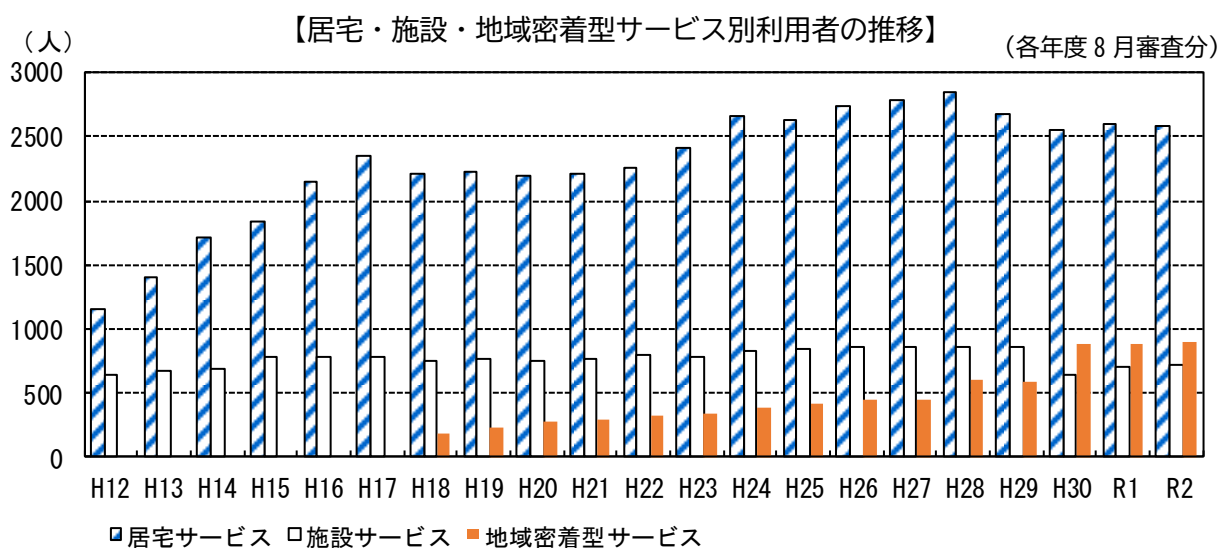
2 介護保険サービスの利用状況

(1) 介護サービス利用者数の推移

居宅サービス利用者数は、第5期（平成24年～平成26年度）以降は横ばいで推移しています。平成29年4月からの総合事業の開始に伴い、要支援者の居宅サービス利用者が減少したため、平成29年度の利用者数は減少しました。

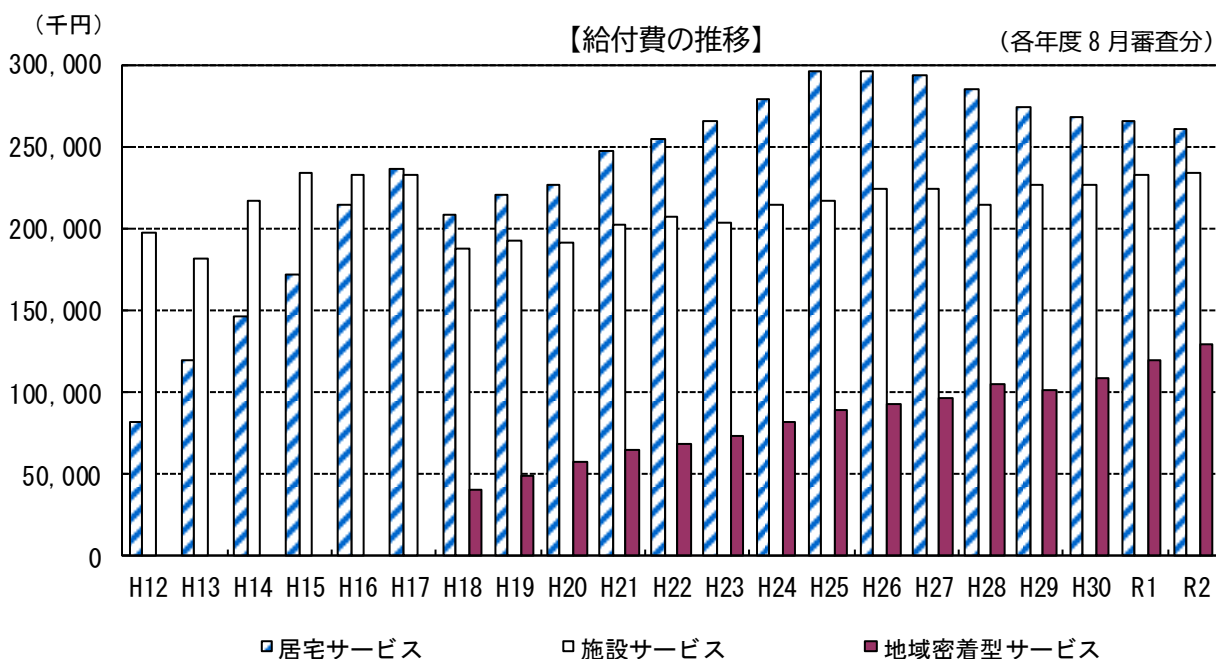
施設サービス利用者数は、施設数に応じた増加となっています。

平成18年に創設の地域密着型サービス利用者数は、新規サービスもあり毎年増加しています。



(2) 保険給付費の推移

地域密着型サービスのみ、年々増加傾向にあります。



(3) サービス毎の状況

第7期計画期間中において、計画値と比較して利用実績が少なかったサービスとしては、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護があげられます。

一方、利用実績が多かったものとしては、訪問入浴介護、短期入所療養介護、地域密着型通所介護があげられます。

【利用実績の推移】

(単位：円)

居宅サービス・介護予防サービス		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
(介護予防)訪問介護	計画値	572,858,000	579,628,000	585,870,000
	実績値	539,350,051	539,853,633	578,484,931
	達成率	94.1%	93.1%	98.7%
(介護予防)訪問入浴介護	計画値	33,072,000	33,772,000	35,620,000
	実績値	42,449,109	44,217,585	50,686,112
	達成率	128.3%	130.9%	142.3%
(介護予防)訪問看護	計画値	181,954,000	190,008,000	198,336,000
	実績値	164,365,632	154,153,375	148,963,678
	達成率	90.3%	81.1%	75.1%
(介護予防)訪問リハビリテーション	計画値	19,589,000	26,182,000	32,350,000
	実績値	5,224,592	14,944,188	25,548,247
	達成率	26.6%	57.0%	79.0%
(介護予防)居宅療養管理指導	計画値	28,679,000	31,823,000	35,432,000
	実績値	30,889,231	34,173,491	30,451,055
	達成率	107.7%	107.3%	85.9%
(介護予防)通所介護	計画値	1,076,291,000	1,029,101,000	1,009,422,000
	実績値	1,069,952,218	1,032,401,542	1,014,305,363
	達成率	99.4%	100.3%	100.5%
(介護予防)通所リハビリテーション	計画値	94,913,000	104,401,000	113,782,000
	実績値	93,885,621	98,881,360	92,281,777
	達成率	98.9%	94.7%	81.1%
(介護予防)短期入所生活介護	計画値	327,663,000	322,767,000	317,929,000
	実績値	323,563,976	316,877,238	301,258,955
	達成率	98.7%	98.1%	94.8%
(介護予防)短期入所療養介護	計画値	9,943,000	8,489,000	7,664,000
	実績値	15,885,936	21,767,421	18,574,228
	達成率	159.7%	256.4%	242.4%
(介護予防)特定施設入居者生活介護	計画値	267,780,000	291,949,000	316,555,000
	実績値	254,635,966	265,227,831	253,767,096
	達成率	95.0%	90.8%	80.2%
(介護予防)福祉用具貸与	計画値	201,731,000	198,390,000	198,144,000
	実績値	213,878,970	220,004,592	227,394,106
	達成率	106.0%	110.8%	114.8%
(介護予防)特定福祉用具購入	計画値	6,848,000	7,389,000	7,574,000
	実績値	9,150,867	8,105,269	10,501,886
	達成率	133.6%	109.6%	138.7%

地域密着型(介護予防)サービス		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	計画値	88,671,000	98,998,000	108,469,000
	実績値	41,048,171	45,391,641	62,986,881
	達成率	46.2%	45.8%	58.1%
夜間対応型訪問介護	計画値	—	—	—
	実績値	—	—	—
	達成率	—	—	—
地域密着型通所介護	計画値	92,953,000	95,387,000	100,654,000
	実績値	134,224,807	168,916,868	165,765,224
	達成率	144.4%	177.0%	164.7%
(介護予防)認知症対応型通所介護	計画値	15,308,000	15,223,000	14,934,000
	実績値	794,031	1,668,233	149,019
	達成率	—	—	—
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	計画値	578,069,000	584,509,000	592,238,000
	実績値	436,533,090	510,783,026	611,691,586
	達成率	75.5%	87.3%	103.3%
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	計画値	638,637,000	637,940,000	636,596,000
	実績値	635,984,972	638,434,537	670,114,922
	達成率	99.5%	100.0%	105.3%
地域密着型特定施設入居者生活介護	計画値	—	—	—
	実績値	—	—	—
	達成率	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	計画値	—	—	—
	実績値	—	—	—
	達成率	—	—	—
看護小規模多機能型居宅介護	計画値	128,272,000	198,849,000	205,356,000
	実績値	55,072,291	62,097,705	99,447,739
	達成率	42.9%	31.2%	48.4%

住宅改修・介護支援サービス

(介護予防)住宅改修	計画値	18,286,000	15,732,000	18,297,000
	実績値	18,594,508	17,880,431	15,934,270
	達成率	101.6%	113.6%	87.1%
居宅介護支援(介護予防支援)	計画値	359,830,000	360,879,000	360,649,000
	実績値	362,068,598	354,761,158	346,578,193
	達成率	100.6%	98.3%	96.1%

施設サービス

介護老人福祉施設	計画値	1,387,129,000	1,396,908,000	1,406,065,000
	実績値	1,351,396,041	1,364,147,051	1,376,289,582
	達成率	97.4%	97.6%	97.9%
介護老人保健施設	計画値	1,266,595,000	1,263,728,000	1,260,294,000
	実績値	1,274,057,887	1,371,721,979	1,419,181,844
	達成率	100.5%	108.5%	112.1%
介護療養型医療施設 (令和 2 年度：介護医療院)	計画値	54,491,000	54,515,000	54,515,000
	実績値	41,060,358	46,985,735	79,152,323
	達成率	75.3%	86.1%	145.2%

※令和 2 年度のみ 10 月審査分までの実績をもとに見込を算出しています。他年度は年報から算出しています。

3 介護給付等対象サービスの確保と利用量の見込み

(1) 介護給付等対象サービス基盤整備の方向性について

第8期計画では、地域包括ケアの深化と介護保険制度の持続可能性の確保を基本的考え方とし、団塊の世代がすべて75歳に達する令和7(2025)年を目指した地域包括ケアシステムの整備、更に団塊ジュニア世代が65歳に達し、現役世代が急減する令和22(2040)年の双方を見据えた中長期的な視野に立った施策等の展開が図られます。介護給付等対象サービス基盤の新規整備についても、その方向性に沿ったものにする必要があります。

一方、既存の施設については、第8期計画以降も、引き続き利用者が安全・安心に利用できる環境の整備を図ります。土砂災害警戒区域等に位置する事業所に対しては避難確保計画を策定するよう指導を行い、当該区域等からの移転等の災害対応を行う場合には災害対応が適切になされるよう支援していきます。

(2) 施設系・居住系サービスの整備方針

令和2年6月時点の本市の特別養護老人ホームの在宅待機者は、新規入所対象となる要介護3以上において103人であり、施設系・居住系サービスの整備方針を定める上では、これらの在宅待機者が課題となります。

また、令和3年以降における要介護認定者数の推計によると、団塊の世代が後期高齢者に移行するのに伴い、認定者数は再び増加する見込みです。

認定者数の推計(要介護3以上の推計値)と、令和2年10月時点における米沢市の施設・居住系、有料老人ホームの定員数を比較したところ、令和3年から要介護認定者数に対し、定員数が下回る状況となることがわかりました。ただし、在宅で生活可能な方が一定数存在するため、全ての人が施設入居を希望するわけではありませんが、中ビジョンに掲げた「自分に合った住まいや住まい方の選択ができる」を達成するため、公募及び協議により事業者を指定して医療と介護の両面から支える体制の構築に努めます。

特養待機者の推移

(単位：人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
待機者数	133	105	104	103

※ 特別養護老人ホームへの入所申込者調査(各年6月時点)

有料老人ホームの状況

種別	定員数				入居状況
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
有料老人ホーム	544	537	543	543	469
サービス付き高齢者住宅	134	134	134	134	121
合計	678	671	677	677	590

※ 入居状況：令和2年10月調査

米沢市の施設・居住系、有料老人ホームの定員数（単位：人）

種別	令和2年度
施設・居住系※	1,215
有料老人ホーム	543
サービス付き高齢者住宅	134
小計	1,892
軽費老人ホーム	50
合計	1,942

※施設・居住系…介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

要介護3以上の認定者数と、施設・居住系、有料老人ホームの定員数との比較
(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
認定者数	1,855	1,929	1,970	1,993	1,995	2,013
定員数	1,892	1,892	1,892	1,892	1,892	1,892
余剰数	37	△37	△78	△101	△103	△121

※上記「定員数」に軽費老人ホームは含んでいません（介護軽度者向け施設のため）。

(3) 居宅系サービスの整備方針

令和7年、令和22年を見据えて、計画的な整備・管理をしていきます。

①訪問系サービスについて

訪問系サービスのうち、訪問介護については令和2年11月時点において事業所数に変化はありません。しかし、訪問ヘルパーの確保については、全国的に困難な状況となってきました。本市においても、訪問介護は高齢者の在宅介護を支えていく上で必要性の高いサービスであることから、事業所及び関係者等の意見を踏まえてサービスの在り方について検討していきます。

【訪問介護事業所数（実績）】

平成30年度	令和元年度	令和2年度
21	20	21※

※令和2年11月1日時点

【利用者数（1ヵ月あたり）】 (単位：人)

種別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
訪問介護	699	654	615	623	625	597	605
総合事業	47	42	49	55	60	43	35
合計	746	696	664	678	685	640	640

令和元年及び令和2年については実績値。令和3年からは見える化システムによる推計値。

②通所系サービスについて

第7期計画期間中に小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、整備が進んだことから新たな整備は見込みません。

本市の通所介護サービス事業所数は、県内平均及び全国平均と比較して、給付額及び事業所数が共に上回っており、また、現在指定されている通所介護及び地域密着型通所介護事業所について、令和3年度から計画で見込んでいる利用者数に対し、定員数が大きく上回っています。

介護保険法第70条第10項及び第11項において、居宅サービスの指定に関し、介護保険事業計画で定める居宅サービスの種類ごとの量が見込量に達しているか、若しくは居宅サービスを指定することにより達する見込みがある場合には、県に対し協議を求めることができることと定められています。

通所系サービスについては整備が十分に進んでいるため、県との協議の上で適正な供給を管理していきます。

【平成30年度】	米沢市	山形県平均	全国平均
第1号被保険者1人当たり給付月額	3,574円	3,484円	2,597円
サービス提供事業所数（人口10万対）	30.9	27.5	19.3

【通所介護等：1日あたり利用者数】

（単位：人）

種別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年	定員
通所	477	484	488	489	488	493	747
地密通所	73	91	92	92	92	93	139
総合事業	88	81	83	85	77	62	—
合計	638	656	663	666	657	648	886

令和2年は令和2年4月から10月までの実績値平均。令和3年から令和22年は見える化システムによる推計値。

(4) サービスごとの利用量の見込み

① 施設サービス

第8期計画期間中、新たに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）及び介護医療院について整備を推進します。

また、米沢市地域防災計画で、土砂災害警戒区域等に位置する施設が移転等をする場合には災害対応がなされるよう支援していきます。

【施設サービスの見込み】

(単位：人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
地域密着型 介護老人 福祉施設	利用定員	0	0	29	29	29
	延利用者数	0	0	29	348	348
介護老人 福祉施設	利用定員	475	475	475	475	475
	延利用者数	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
介護老人 保健施設	利用定員	369	369	369	369	369
	延利用者数	4,428	4,428	4,428	4,428	4,428
介護医療院	利用定員	18	18	23	78	78
	延利用者数	216	216	221	936	936

【地域密着型介護老人福祉施設の特徴】

サービスの内容	入浴・排せつ・食事等の介護、相談と援助、社会生活上の便宜の供与などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話をを行い、要介護者である入所者が能力に応じて自立した日常生活を営めるように目指す。
入所対象者	要介護3以上の要介護者を対象とした、定員が29人以下の施設
その他	できるだけ居宅の生活への復帰を念頭に置く

【介護医療院の特徴】

サービスの内容	①療養上の管理 ②看護 ③医学的管理の下での介護 ④機能訓練等の必要な医療 ⑤日常生活上の世話をを行う
入所対象者	病状が安定期にある方で、上記①から④までのサービスを必要とする以下に該当する方。 (1)重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等である要介護者 (2)(1)以外の要介護者
その他	在宅の生活への復帰を目指してサービスが提供される

② 地域密着型サービス

高齢者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービスとして、地域密着型サービスが平成18年度から創設されています。

地域密着型サービスには

- ・原則として米沢市の住民のみが利用可能
- ・事業所の指定、指導監督は米沢市が行う
- ・日常生活圏域に配慮して整備が行われる
- ・地域の実情に応じて国の定める範囲内で弾力的に指定基準・報酬設定が行える

などの特徴があります。

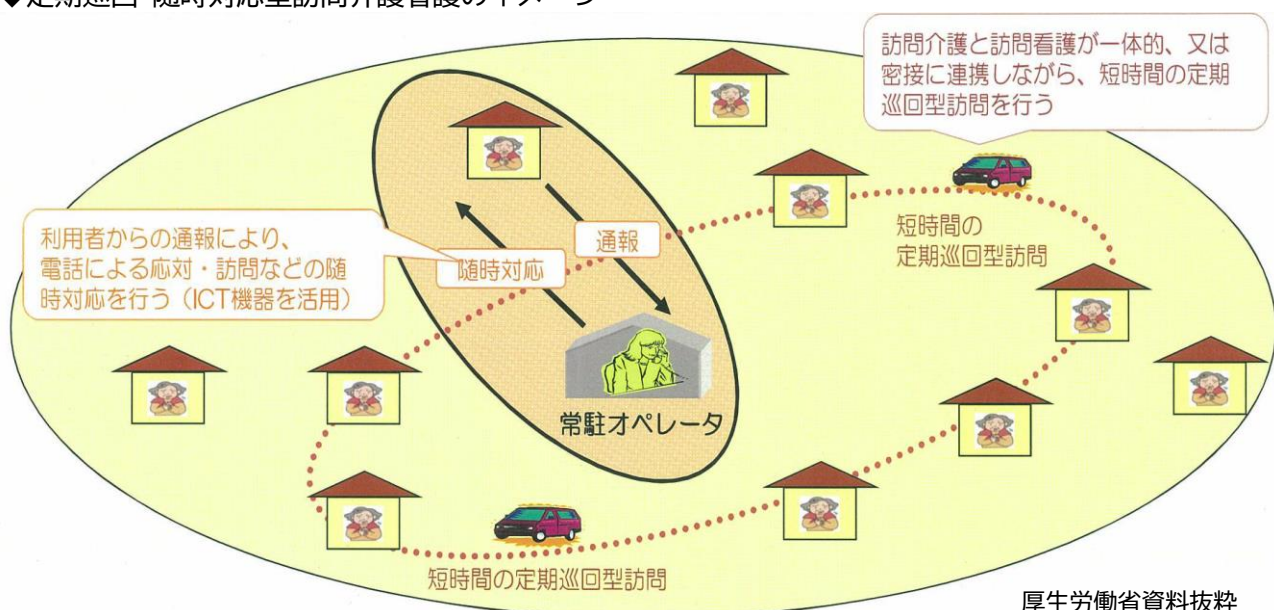
《定期巡回・随時対応型訪問介護看護》

要介護者に対して、定期的な巡回により、または随時通報を受けて訪問し、介護福祉士等による入浴、排せつ、食事等の介護や、看護師等による療養上の世話や、診療の補助等を提供するサービスです。第7期計画期間中に整備が進んだことから、新たな整備を見込みません。

(単位：施設)

年度	日常生活圏域毎の分布									延人数
	1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中	計	
令和3年度	—	1	2	—	—	—	—	—	3	600
令和4年度	—	1	2	—	—	—	—	—	3	600
令和5年度	—	1	2	—	—	—	—	—	3	600
令和7年度	—	1	2	—	—	—	—	—	3	600
令和22年度	—	1	2	—	—	—	—	—	3	600

◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護のイメージ



「夜間対応型訪問介護」

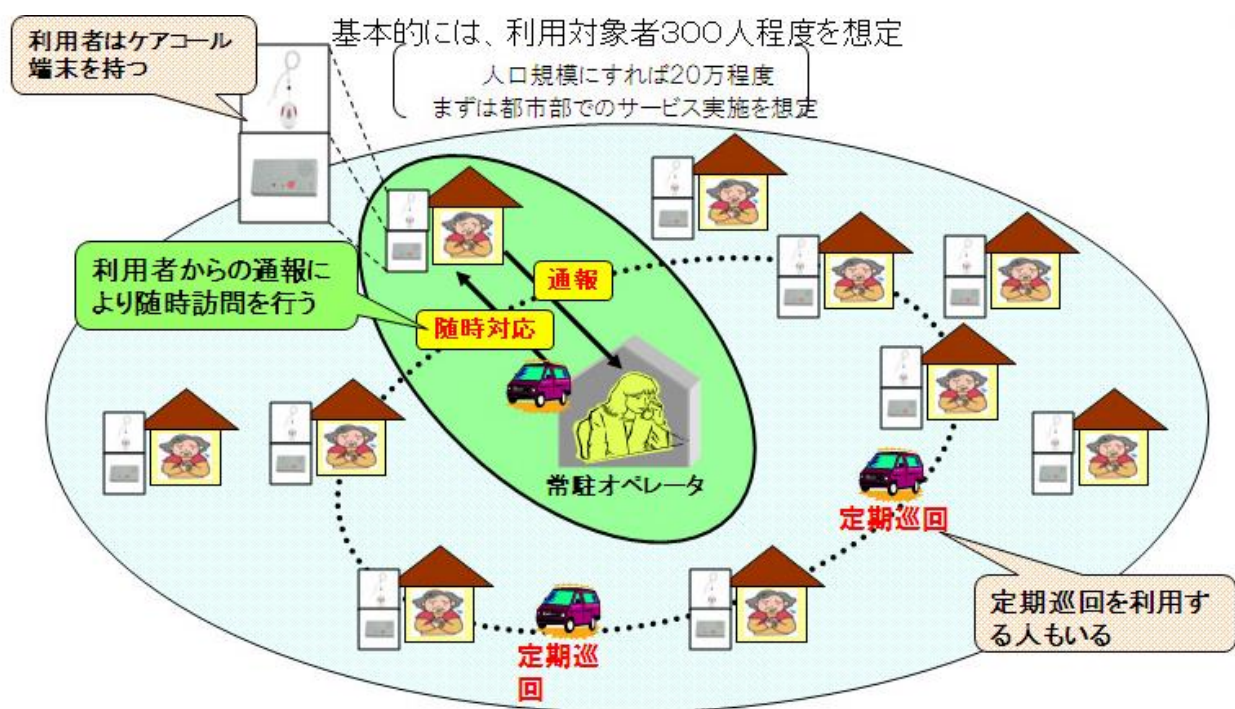
要介護者の夜間における在宅での生活を安心して継続させるため、定期的な巡回、または通報を受けて介護福祉士等が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や、緊急時の対応などを行うサービスです。

おおむね人口 20 万人以上の都市において実施されることが想定されたサービスであり、本市においては、当面利用者を見込みません。

(単位：人)

年度	日常生活圏域毎の分布									延人数
	1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中	計	
令和3年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和4年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和5年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和22年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

◆夜間対応型訪問介護のイメージ（厚生労働省資料抜粋）



厚生労働省資料抜粋

《地域密着型通所介護（定員 18 人以下の通所介護事業所）》

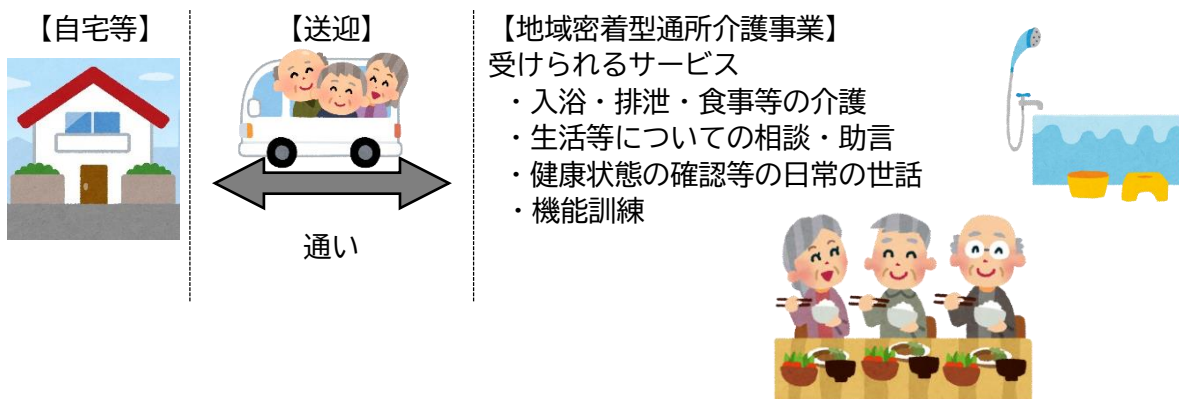
地域密着型通所介護は、事業所に通ってきてもらい入浴・排せつ・食事等の介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常の世話と機能訓練を提供するサービスです。

居宅サービスの通所介護と合わせると、必要数の整備が進んでいることから新たな整備を見込みません。

（単位：人）

年度	日常生活圏域毎の分布									延人数
	1 中	2 中	3 中	4 中	5 中	6 中	7 中	南原中	計	
令和 3 年度	33	43	15	48	0	10	0	0	149	2,724
令和 4 年度	33	43	15	48	0	10	0	0	149	2,748
令和 5 年度	33	43	15	48	0	10	0	0	149	2,748
令和 7 年度	33	43	15	48	0	10	0	0	149	2,760
令和 22 年度	33	43	15	48	0	10	0	0	149	2,796

◆地域密着型通所介護のイメージ



≪認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）≫

認知症対応型通所介護は、比較的安定した状態にある認知症の要介護者・要支援者が通いながら、食事等日常生活上の世話及び機能訓練を受けるものです。

本市においては、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護で総合的な支援が確保できているため利用者を見込みません。

(単位：人)

年度	日常生活圏域毎の分布									延人数
	1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中	計	
令和3年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和4年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和5年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和22年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

≪小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）≫

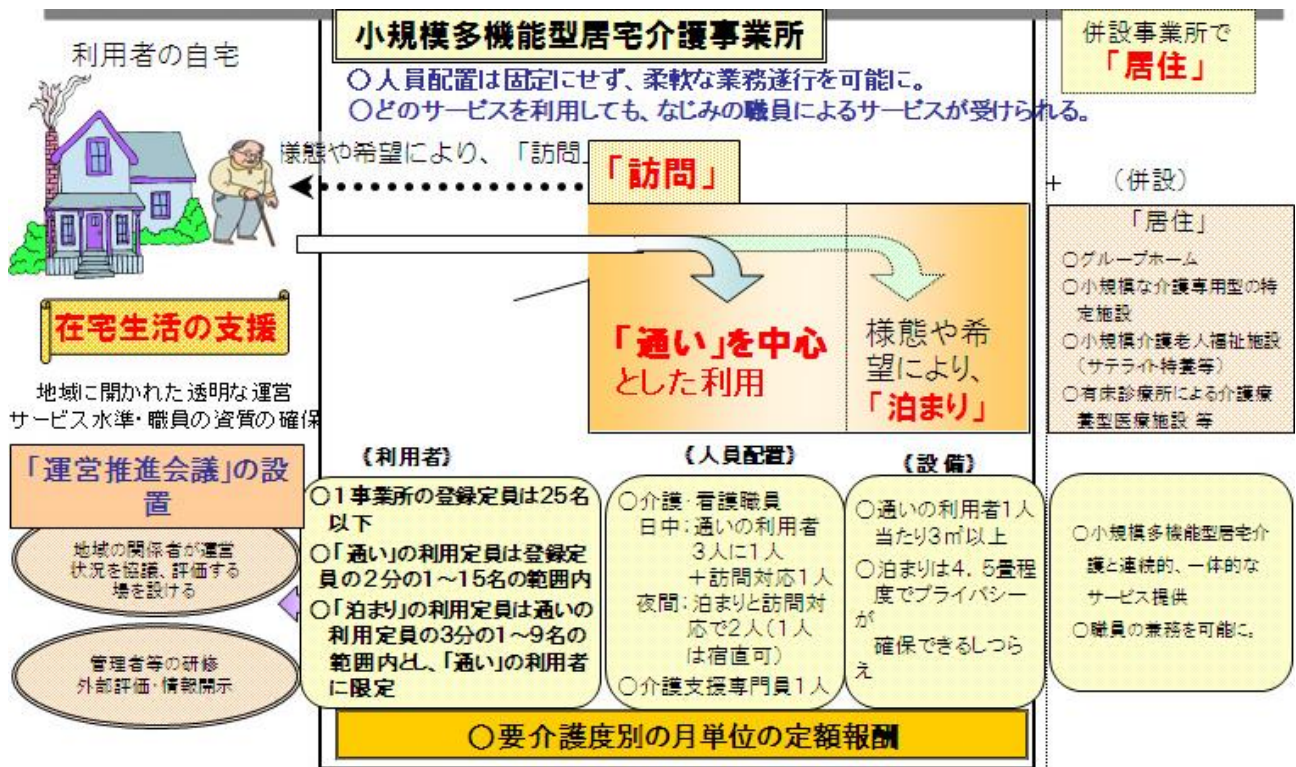
小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心に利用者の状態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組合せ柔軟なサービス提供を行うものです。

小規模多機能型居宅介護については整備が進んでいることから、第8期計画期間中に新たな整備を行いません。

(単位：人)

年度	日常生活圏域毎の分布									延人数
	1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中	計	
令和3年度	79	50	29	54	29	—	29	29	299	2,724
令和4年度	79	50	29	54	29	—	29	29	299	2,748
令和5年度	79	50	29	54	29	—	29	29	299	2,748
令和7年度	79	50	29	54	29	—	29	29	299	2,760
令和22年度	79	50	29	54	29	—	29	29	299	2,796

◆小規模多機能型居宅介護のイメージ



厚生労働省資料抜粋

「認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）」

認知症の状態にあり、要介護認定を受けた人が5～9人で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で食事、排せつ、入浴等の介護、その他の日常生活の支援や機能訓練を受けるサービスです。

認知症対応型共同生活介護は整備が進んでいることから、第8期計画期間中に新たな整備を行いません。

（単位：人）

年度	日常生活圏域毎の分布									延人数
	1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中	計	
令和3年度	45	0	36	54	54	18	9	0	216	2,592
令和4年度	45	0	36	54	54	18	9	0	216	2,592
令和5年度	45	0	36	54	54	18	9	0	216	2,592
令和7年度	45	0	36	54	54	18	9	0	216	2,592
令和22年度	45	0	36	54	54	18	9	0	216	2,592

◆認知症対応型共同生活介護のイメージ



【利用できる人】

- ・ 認知症（急性期をのぞく）の高齢者で、認知症である方のうち、少人数での共同生活を営むことに支障がない方

【提供するサービス】

- ・ 入浴、排せつ、食事等の介護
- ・ 日常生活上の世話
- ・ 機能訓練



「看護小規模多機能型居宅介護」

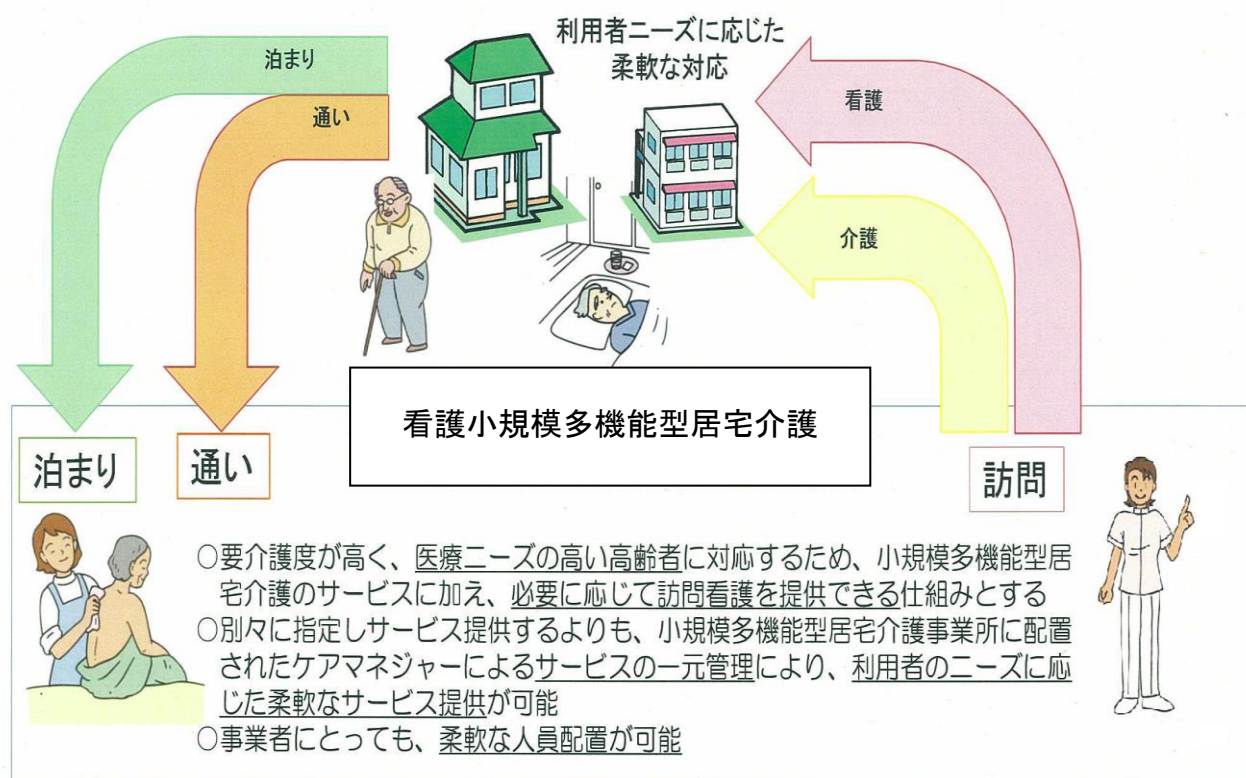
小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるサービスです。

看護小規模多機能型居宅介護については整備が進んでいることから、第8期計画期間中に新たな整備を行いません。

(単位：人)

年度	日常生活圏域毎の分布									延人数
	1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中	計	
令和3年度	0	24	0	0	0	29	0	0	53	636
令和4年度	0	24	0	0	0	29	0	0	53	636
令和5年度	0	24	0	0	0	29	0	0	53	636
令和7年度	0	24	0	0	0	29	0	0	53	636
令和22年度	0	24	0	0	0	29	0	0	53	636

◆看護小規模多機能型居宅介護のイメージ



厚生労働省資料抜粋

③ 基準該当サービス

第1期及び第2期計画期間においては、サービスの基盤整備が大きな課題となっていたため、施設の新規建設や基準該当サービス※を登録するなどして供給量不足の解消に努めてきましたが、サービスの基盤整備は順調に進み、サービスの量不足はおおむね解消されたと言える状況にあることから、第8期事業計画においても、サービス見込み量の推計にあたっては新たな基盤整備を見込まず、既存の基準該当サービスについてのみ見込みます。

※基準該当サービス：都道府県が指定するサービス事業所の要件の一部を満たしていない事業所のうち、一定水準を満たす事業所について、市町村が必要と認めるとき、そのサービスを保険給付の対象とするもの。

④ 居宅サービス・介護予防サービス

居宅サービス（要介護 1～5 の認定を受けた人を対象）、介護予防サービス（要支援 1・2 を受けた人を対象）の見込みにあたっては、在宅でのサービス利用者数を基に、サービスごとに利用実績を踏まえ推計しています。

なお、居住系サービスである特定施設入所居者生活介護については、既存の介護付き有料老人ホームが 3 施設（137 床）整備されており、当面の必要性は確保されていることから、第 8 期計画期間において新たな整備を見込みません。

【居宅サービスの見込み】

(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問介護	回数	216,948	220,308	220,308	220,500	221,736
	人数	7,452	7,488	7,524	7,536	7,620
訪問入浴介護	回数	4,188	4,308	4,308	4,332	4,332
	人数	804	828	828	828	828
訪問看護	回数	29,040	29,652	30,444	30,588	30,876
	人数	3,624	3,708	3,804	3,804	3,840
訪問リハビリテーション	回数	15,960	16,128	17,712	16,656	16,932
	人数	1,320	1,332	1,464	1,380	1,404
居宅療養管理指導	人数	5,124	5,256	5,316	5,352	5,412
通所介護	回数	139,224	140,736	141,336	142,272	144,216
	人数	15,264	15,420	15,492	15,600	15,804
通所リハビリテーション	回数	10,512	10,476	10,560	10,788	10,968
	人数	1,572	1,572	1,584	1,608	1,632
短期入所生活介護	日数	37,704	38,292	38,340	38,352	39,120
	人数	3,852	3,900	3,912	3,948	4,020
短期入所療養介護	日数	2,580	2,580	2,580	2,580	2,580
	人数	300	300	300	300	300
特定施設入居者生活介護	人数	1,404	1,404	1,416	1,428	1,440
福祉用具貸与	人数	16,236	16,476	16,512	16,524	16,752
特定福祉用具購入	人数	264	276	276	288	288
住宅改修	人数	132	132	132	132	132
居宅介護支援	人数	23,112	23,220	23,232	23,364	23,736

【介護予防サービスの見込み】

(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防訪問入浴介護	回数	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数	2,508	2,508	2,508	2,508	2,508
	人数	324	324	324	324	324
介護予防訪問リハビリテーション	回数	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	人数	156	156	156	156	168
介護予防通所リハビリテーション	人数	108	108	108	108	108
介護予防短期入所生活介護	日数	24	24	24	24	24
	人数	12	12	12	12	12
介護予防短期入所療養介護	日数	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	156	168	168	168	168
介護予防福祉用具貸与	人数	1,944	1,944	1,956	1,956	1,992
特定介護予防福祉用具購入	人数	96	96	96	96	96
住宅改修	人数	36	36	36	36	36
介護予防支援	人数	2,256	2,268	2,280	2,292	2,328

⑤ 市町村特別給付

市町村特別給付は、市町村が第1号被保険者の保険料を財源として、介護保険サービス以外の独自のサービスを実施するものです。

市町村特別給付としては、配食サービス、寝具乾燥サービス、訪問理美容サービスなどが想定されていますが、市町村特別給付の対象者は要介護・要支援者に限定されるため、認定を受けていない方へのサービス提供を行うことが出来ないほか、第1号被保険者の保険料のみで実施することになるため、第1号被保険者の保険料の増額に直接つながることになります。

これらのことから、本市では市町村特別給付については、第8期計画期間中は実施しないこととします。

(5) 給付費の見込み

各介護サービスの給付費は、厚生労働省地域包括ケア「見える化」システムにおける将来推計機能を使用し、見込み額を設定しました。

特定入所者介護サービス費は、平成 17 年 10 月から介護保険施設等における「居住費」と「食費」について保険給付の対象外となり、利用者が全額自己負担することになりました。これにより所得の低い人の負担が重くならないよう「特定入所者介護サービス費」制度を設け、居住費・食費について、一部を保険給付することにより負担の軽減を図っており、前年度の実績や施設整備の状況などをもとに試算しています。

高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費については、前年実績に給付費の伸び率を乗じて計算しています。

【第8期計画期間の年度毎の給付費】

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1) 居宅サービス					
訪問介護	592,800,000	601,649,000	601,908,000	602,840,000	606,545,000
訪問入浴介護	53,904,000	55,439,000	55,439,000	55,782,000	55,782,000
訪問看護	128,983,000	132,340,000	135,609,000	135,290,000	136,390,000
訪問リハビリテーション	46,649,000	47,159,000	51,794,000	48,676,000	49,485,000
居宅療養管理指導	28,072,000	28,802,000	29,154,000	29,419,000	29,737,000
通所介護	1,061,748,000	1,077,333,000	1,080,256,000	1,085,676,000	1,101,267,000
通所リハビリテーション	86,983,000	86,858,000	87,427,000	88,850,000	90,186,000
短期入所生活介護	306,120,000	311,651,000	311,662,000	310,277,000	316,937,000
短期入所療養介護	27,328,000	27,344,000	27,344,000	27,344,000	27,344,000
特定施設入居者生活介護	270,347,000	270,674,000	272,834,000	275,415,000	277,357,000
福祉用具貸与	217,862,000	222,536,000	222,678,000	222,883,000	226,040,000
特定福祉用具購入	7,243,000	7,621,000	7,621,000	7,926,000	7,926,000
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	98,249,000	97,420,000	97,420,000	96,135,000	93,967,000
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	193,044,000	193,151,000	193,151,000	201,449,000	203,862,000
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	665,459,000	681,593,000	684,548,000	678,970,000	691,650,000
認知症対応型共同生活介護	672,149,000	672,985,000	672,985,000	672,964,000	672,644,000
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	97,062,000	97,062,000	97,062,000
看護小規模多機能型居宅介護	101,241,000	104,854,000	104,854,000	104,854,000	104,854,000
(3) 住宅改修	11,160,000	11,160,000	11,160,000	11,160,000	11,160,000
(4) 居宅介護支援	346,901,000	347,094,000	347,094,000	345,776,000	351,251,000
(5) 介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	1,398,228,000	1,399,003,000	1,399,003,000	1,486,578,000	1,498,826,000
介護老人保健施設	1,441,673,000	1,442,473,000	1,442,473,000	1,508,972,000	1,525,880,000
介護医療院	71,067,000	71,106,000	92,989,000	313,488,000	313,488,000
介護給付費計(小計)・・・(I)	7,827,210,000	7,890,245,000	8,026,465,000	8,407,786,000	8,489,640,000

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1)介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	8,900,000	8,905,000	8,905,000	8,905,000	8,905,000
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	678,000	678,000	678,000	678,000	728,000
介護予防通所リハビリテーション	3,781,000	3,783,000	3,783,000	3,783,000	3,783,000
介護予防短期入所生活介護	168,000	168,000	168,000	168,000	168,000
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	10,134,000	10,853,000	10,853,000	10,853,000	10,853,000
介護予防福祉用具貸与	12,808,000	12,808,000	12,892,000	12,892,000	13,127,000
介護予防特定福祉用具購入	3,053,000	3,053,000	3,053,000	3,053,000	3,053,000
(2)介護予防地域密着型サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	8,984,000	8,989,000	8,989,000	9,550,000	10,111,000
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
(3)住宅改修	3,065,000	3,065,000	3,065,000	3,065,000	3,065,000
(4)介護予防支援	10,123,000	10,183,000	10,236,000	10,290,000	10,452,000
予防給付費計(小計)・・・(Ⅱ)	61,694,000	62,485,000	62,622,000	63,237,000	64,245,000
総給付費(合計)・・・(Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ)	7,888,904,000	7,952,730,000	8,089,087,000	8,471,023,000	8,553,885,000

【標準給付費見込額の算定】

(単位:円、件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総給付費	7,888,904,000	7,952,730,000	8,089,087,000	8,471,023,000	8,553,885,000
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響調整後)	219,328,282	197,176,443	198,630,469	199,094,115	200,413,315
高額介護サービス費等給付額(財政影響調整後尾)	162,563,574	176,836,203	192,361,929	227,622,405	804,329,776
高額医療合算介護サービス費等給付額	20,896,287	21,064,805	21,219,660	21,269,760	21,410,951
算定対象審査支払手数料	7,414,540	7,474,320	7,529,270	7,547,050	7,597,170
審査支払手数料支払件数	105,922	106,776	107,561	107,815	108,531
標準給付費見込額(A)	8,299,106,683	8,355,281,771	8,508,828,328	8,926,556,330	9,587,636,212

4 地域支援事業について

(1) 地域支援事業の実施

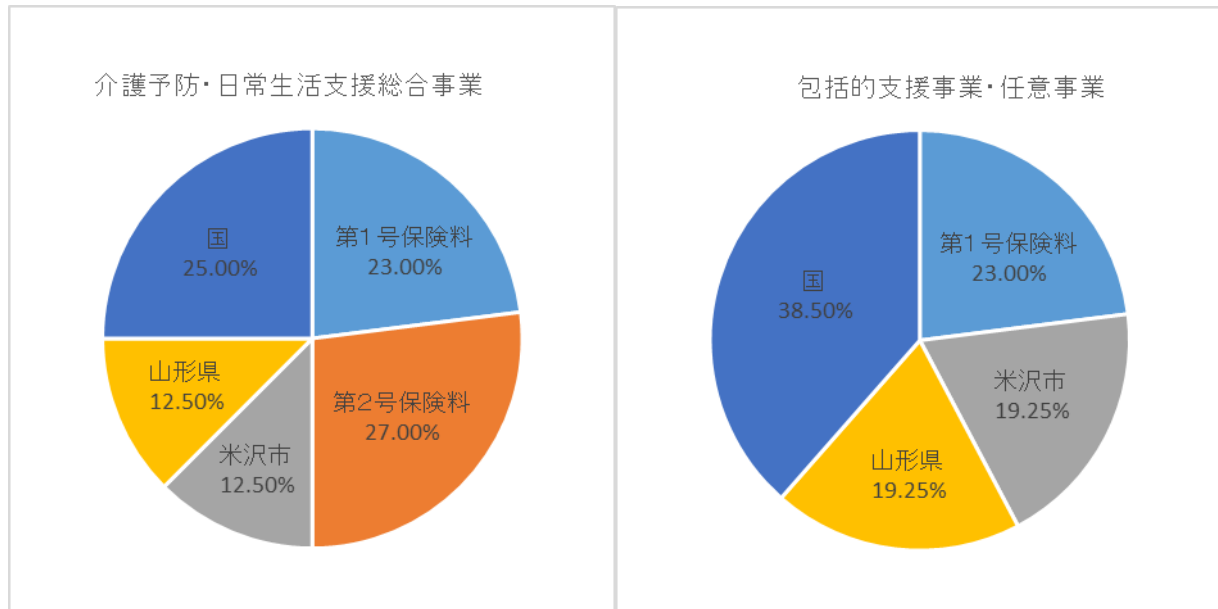
高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した生活を送ることができるよう支援することを目的として、市町村が実施する事業で、全市町村が行なう必須事業（「介護予防・日常生活支援総合事業」及び「包括的支援事業」）と、市町村の判断により行われる「任意事業」の3事業から構成されています。

介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業		要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援も含めた多様な支援を実施する事業
	一般介護予防事業		住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進する事業
包括的支援事業	地域包括支援センターの運営	総合相談支援業務	高齢者に関する相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じ地域包括支援センターのその他の業務を含めて支援を行う事業
		権利擁護業務	高齢者に対する虐待の防止及び早期発見のための事業等、権利侵害からの救済、権利侵害防止のための支援、適切な権利行使のための支援を行う事業
		包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、あらゆる社会資源を切れ目なく活用することができるケアマネジメントの環境整備、個々の介護支援専門員への支援を行う事業
		介護予防ケアマネジメント	高齢者が要介護状態等になることの予防やその重症化の予防、改善を図り、自立した生活を送れるように支援を行う事業
	社会保険充実分	在宅医療・介護連携推進事業	疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養しながら生活を継続できるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、多職種協働により包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供できる体制構築を図る事業
		生活支援体制整備事業	高齢者の在宅生活を支えるため、住民主体の活動やボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、社会福祉協議会、協同組合、シルバー人材センター等の多様な事業主体による重層的なサービス提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進する事業
		認知症総合支援事業	認知症施策大綱を踏まえ、事後的な対応から早期・事前的な対応へとケアの流れを変え、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域の良い環境で生活を継続できる社会の実現を目指す事業
		地域ケア会議推進事業	地域ケア会議での個別事例の検討等を通じ、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域課題や有効な支援策を抽出し地域のネットワーク構築を図る等、高齢者への支援の土台となる社会基盤の整備へつなぐ事業
	任意事業	介護給付等費用適正化事業	介護給付等に要する費用の適正化のための事業
		家族介護支援事業	介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業
		その他の事業	その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業

(2) 地域支援事業の財源構成

介護予防・日常生活支援総合事業については、第1号保険料、第2号保険料、公費で構成されますが、包括的支援事業・任意事業については、第1号保険料と公費で構成されます。

〔地域支援事業の財源構成〕



(3) 地域支援事業の見込額

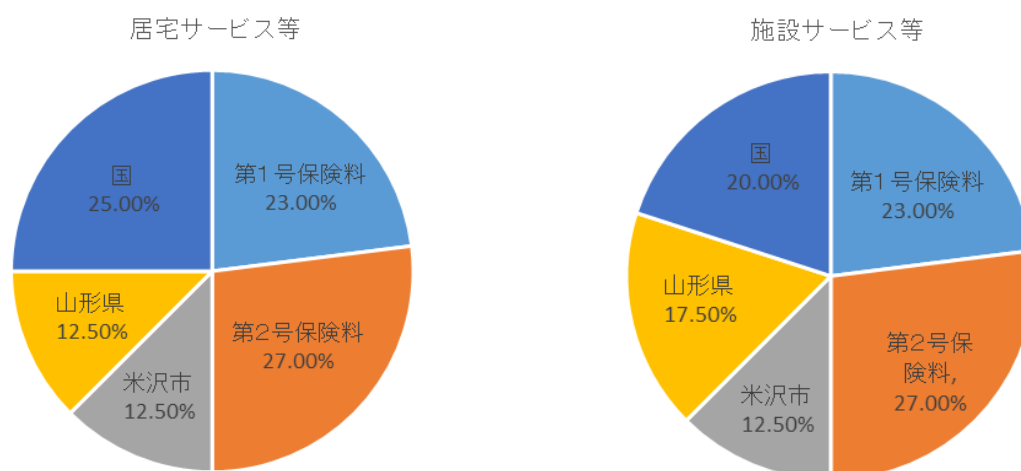
(単位：円)

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業	164,681,803	167,303,804	169,992,324	160,539,504	136,516,345
包括的支援事業 (地域包括支援センター運営費) 及び任意事業費	145,454,493	157,090,852	169,658,120	133,948,969	123,654,644
包括的支援事業 (社会保障充実分)	21,013,818	21,743,393	22,601,665	20,384,840	20,384,840
合 計	331,150,114	346,138,049	362,252,109	314,873,313	280,555,829

5 第8期計画の保険料について

(1) 費用の負担割合

第8期介護保険事業計画期間（令和3年度～令和5年度）における介護給付費のうち第1号被保険者の保険料で負担する部分が23%と定められています。



(2) 第1号保険料の収納状況

本市の決算時における第1号保険料（現年度分）の収納率は、平成30年度で99.31%、令和元年度で99.35%となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

【保険料収納状況】

(単位：円、%)

区分	項目	平成30年度			令和元年度		
		調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
1	現年調定分	1,706,281,600	1,694,466,428	99.31	1,690,393,200	1,679,401,992	99.35
	特別徴収	1,581,086,300	1,582,004,900	100.06	1,565,002,300	1,565,977,400	100.06
	普通徴収	125,195,300	112,461,528	89.83	125,390,900	113,424,592	90.46
2	滞納繰越分	31,150,203	6,482,742	20.81	26,058,447	6,006,245	23.05
	合 計	1,737,431,803	1,700,949,170	97.90	1,716,451,647	1,685,408,237	98.19

(3) 介護保険の基金の活用

これまでに積み立てた介護給付費準備基金から繰り入れることにより、介護保険料の上昇を一定程度抑えます。

介護給付費準備基金

介護保険料については、中期財政運営（3年間）を行うことにより、通常、計画期間の初年度に剰余金が生じることが見込まれ、当該剰余金を財源として2年度目または3年度目の給付費に充てることとなります。

その際の当該剰余金について適切に管理する必要があるため、保険者はこの剰余金を管理するための基金を設置するものとされています。

(4) 保険料段階の細分化(弾力化)

① 標準段階との比較

本市では、第6期計画から介護保険法施行令第38条及び第39条に定める標準9段階を細分化し、11段階とすることで、負担能力に応じた保険料負担を図ってきました。

第8期計画でも、前期計画から引き続き11段階とし、以下の表のとおりとします。

標準的な段階		対象者		米沢市	
第1段階	0.50	市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者、生活保護受給者及び市民税世帯非課税者（合計所得金額＋課税年金収入≦80万円）	→	第1段階	0.50
第2段階	0.75	市民税世帯非課税者（合計所得金額＋課税年金収入≦120万円）	→	第2段階	0.75
第3段階	0.75	市民税世帯非課税者（第1段階・第2段階以外）	→	第3段階	0.75
第4段階	0.90	市民税本人非課税者（合計所得金額＋課税年金収入≦80万円）	→	第4段階	0.90
第5段階	1.00	市民税本人非課税者	→	第5段階	1.00
第6段階	1.20	市民税課税者で合計所得金額が120万円未満の者	→	第6段階	1.20
第7段階	1.30	市民税課税者で合計所得金額が210万円未満の者	→	第7段階	1.30
第8段階	1.50	市民税課税者で合計所得金額が320万円未満の者	→	第8段階	1.50
			市独自	第9段階	1.70
			市独自	第10段階	1.85
第9段階	1.70	前各段階に該当しない者	→	第11段階	2.00

② 第7期保険料との比較

第7期における保険料段階の第7段階から第9段階の対象者について、国の定める基準所得金額が改正されたことに伴い、下表のとおり区分を定めます。

【第7期】

第7段階 市民税課税者で合計所得金額が 120万円以上200万円未満の者
第8段階 市民税課税者で合計所得金額が 200万円以上300万円未満の者
第9段階 市民税課税者で合計所得金額が 300万円以上400万円未満の者



【第8期】

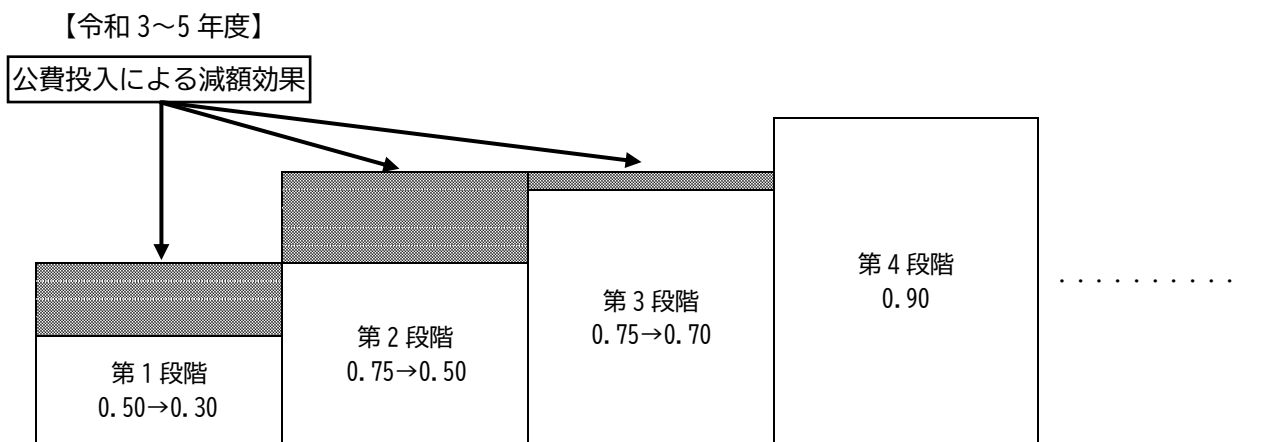
第7段階 市民税課税者で合計所得金額が 120万円以上210万円未満の者
第8段階 市民税課税者で合計所得金額が 210万円以上320万円未満の者
第9段階 市民税課税者で合計所得金額が 320万円以上400万円未満の者

③ 市民税世帯非課税者への減額制度について

市民税世帯非課税者の負担を軽減するため、国：1／2、県：1／4、市：1／4の負担割合で公費を投入し、第1段階から第3段階までの保険料を減額します。

このことにより、令和3年度から令和5年度の保険料の負担割合は以下のとおり減額される予定です。

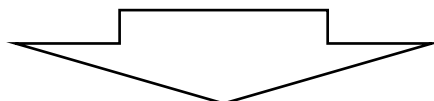
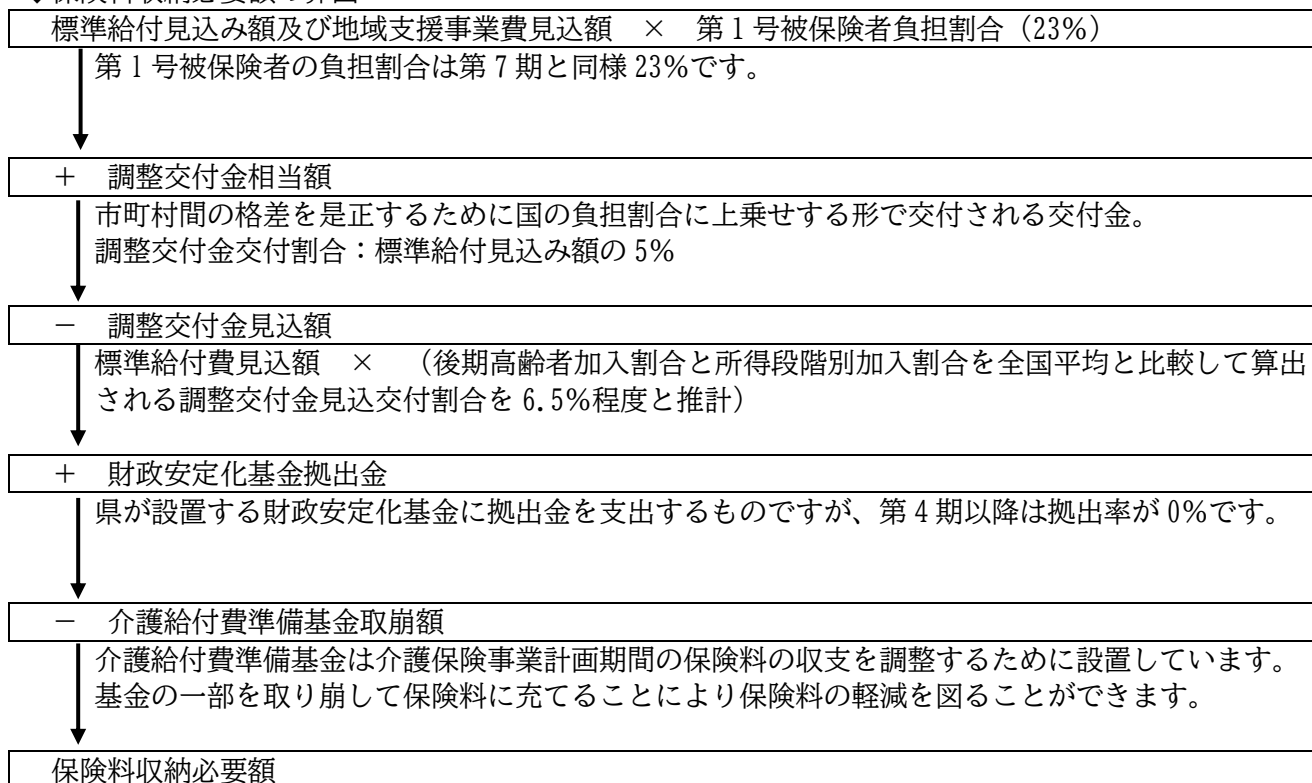
保険料段階	減額前の負担割合	令和3～5年度の負担割合
第1段階	0.50	0.30 (▲0.20)
第2段階	0.75	0.50 (▲0.25)
第3段階	0.75	0.70 (▲0.05)



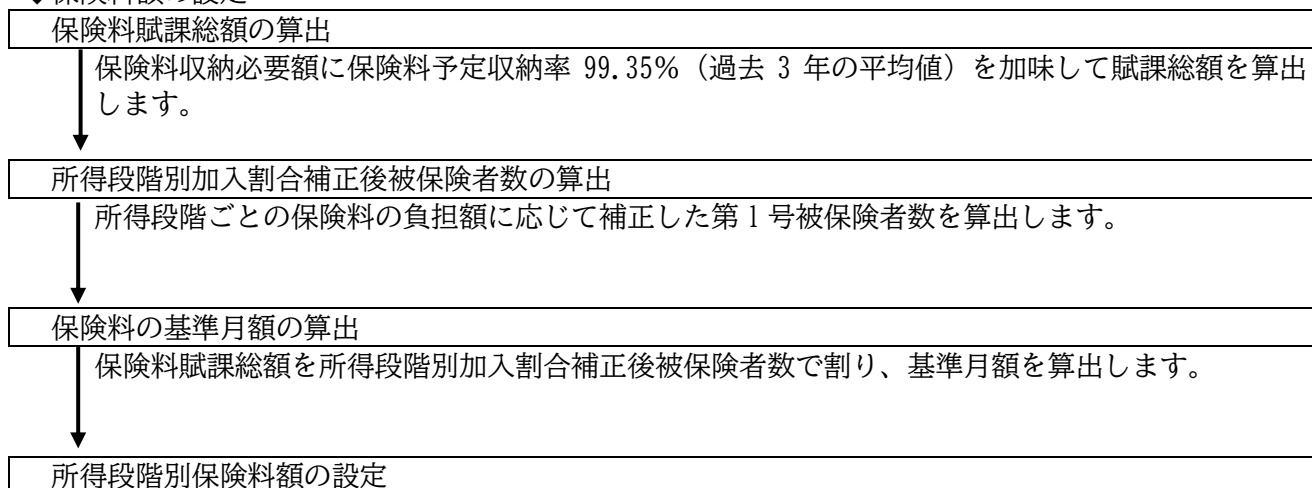
(5) 保険料の算定方法

第8期の保険料は下記の算定方法によって算出されます。

◆保険料収納必要額の算出



◆保険料額の設定



(6) 保険料の算定

保険給付費見込額、地域支援事業費等により保険料収納必要額を算出し、保険料基準月額を算出した結果、以下ようになりました。

【第8期介護保険料基準額の算出】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
標準給付費見込額… (A)	8,299,106,683	8,355,281,771	8,508,828,328	25,163,216,782
地域支援事業費… (B)	331,150,114	346,138,049	362,252,109	1,039,540,272
第1号被保険者負担分相当額… (C) (A) + (B) × 23%	1,984,959,063	2,001,326,559	2,040,348,501	6,026,634,122
調整交付金相当額… (D)	423,189,424	426,129,279	433,941,033	1,283,259,736
調整交付金見込額… (E)	567,920,000	559,934,000	558,048,000	1,685,902,000
準備基金取崩額… (F)				107,000,000
保険料収納必要額… (G) (C)+(D)-(E)-(F)				5,516,991,858
予定保険料収納率… (H)				99.35%
所得段階別加入割合補正後被保険者数… (I)	25,199	25,125	25,064	75,388 人
保険料 (年額) … (J) (G) ÷ (H) ÷ (I)				73,660
保険料 (月額) … (K) ((J) ÷ 12)				6,138

保険料段階の多段階化に伴う影響を考慮して試算すると以下のとおりになります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
所得段階別加入割合補正後被保険者数… (I)	25,356 人	25,281 人	25,219 人	75,856 人
保険料 (年額) … (J) (G) ÷ (H) ÷ (I)				73,205 円
保険料 (月額) … (K) ((J) ÷ 12)				6,100 円

(7) 基金等の繰り入れによる効果額

	令和2年度～令和5年度
標準段階を採用した場合の介護報酬改定や自然増による基準額 (自然体)	6,257 円
多段階化を実施することによる影響額	38 円
介護保険の準備基金繰入による引下げ影響額	119 円
基準額 (月額)	6,100 円

(8) 保険料の将来推計(保険料段階ごとの対象者分布、負担割合を第8期と同一とした場合の推計)

	令和7年度	令和22年度
所得段階別加入割合補正後被保険者数	25,149 人	23,216 人
保険料 (年額)	81,060 円	111,024 円
保険料 (月額)	6,755 円	9,252 円

(9) 保険料率

令和3年度から令和5年度までの第8期計画期間の第1号被保険者保険料について、段階ごとに算出し次のように設定しました。

【第7期】

段階	対 象 者	保険料率	年額（円）	構成割合
1	生活保護受給者 市民税非課税世帯の老 齢福祉年金受給者 市民税世帯非課税者(合 計所得金額+課税年金 収入額≦80万円)	基準額 ×0.50 →0.45 →0.30	34,500 →31,000 →20,700	13.08%
2	市民税世帯非課税者 (合計所得金額+課税 年金収入額 80 万円を超 えて 120 万円以下)	基準額 ×0.75 →0.50	51,700 →34,500	7.24%
3	市民税世帯非課税で第 1段階、第2段階以外	基準額 ×0.75 →0.70	51,700 →48,300	7.77%
4	本人が市民税非課税者 (世帯課税 本人の合 計所得金額+課税年金 収入額≦80万円)	基準額 ×0.90	62,100	18.21%
5	本人が市民税非課税者 (世帯課税)	基準額 ×1.00	69,000	21.21%
6	本人が市民税課税(合 計所得金額が 120 万円 未満の者)	基準額 ×1.20	82,800	15.95%
7	本人が市民税課税(合 計所得金額が 120 万円 以上 200 万円未満の 者)	基準額 ×1.30	89,700	8.82%
8	本人が市民税課税(合 計所得金額が 200 万円 以上 300 万円未満の 者)	基準額 ×1.50	103,500	4.35%
9	本人が市民税課税(合 計所得金額が 300 万円 以上 400 万円未満の 者)	基準額 ×1.70	117,300	1.35%
10	本人が市民税課税(合 計所得金額が 400 万円 以上 600 万円未満の 者)	基準額 ×1.85	127,600	0.93%
11	本人が市民税課税(合 計所得金額が 600 万円 以上の者)	基準額 ×2.00	138,000	1.06%

【第8期】

段階	対 象 者	保険料率	年額（円）	構成割合
1	生活保護受給者 市民税非課税世帯の老 齢福祉年金受給者 市民税世帯非課税者(合 計所得金額*+課税年金 収入額≦80万円)	基準額 ×0.50 →0.30	36,600 →21,900	11.6%
2	市民税世帯非課税者 (合計所得金額+課税 年金収入額 80 万円を超 えて 120 万円以下)	基準額 ×0.75 →0.50	54,900 →36,600	8.5%
3	市民税世帯非課税で第 1段階、第2段階以外	基準額 ×0.75 →0.70	54,900 →51,200	9.3%
4	本人が市民税非課税者 (世帯課税 本人の合 計所得金額+課税年金 収入額≦80万円)	基準額 ×0.90	65,800	12.5%
5	本人が市民税非課税者 (世帯課税)	基準額 ×1.00	73,200	22.3%
6	本人が市民税課税(合 計所得金額が 120 万円 未満の者)	基準額 ×1.20	87,800	17.9%
7	本人が市民税課税(合 計所得金額が 120 万円 以上 210 万円未満の 者)	基準額 ×1.30	95,100	10.8%
8	本人が市民税課税(合 計所得金額が 210 万円 以上 320 万円未満の 者)	基準額 ×1.50	109,800	3.4%
9	本人が市民税課税(合 計所得金額が 320 万円 以上 400 万円未満の 者)	基準額 ×1.70	124,400	1.1%
10	本人が市民税課税(合 計所得金額が 400 万円 以上 600 万円未満の 者)	基準額 ×1.85	135,400	1.1%
11	本人が市民税課税(合 計所得金額が 600 万円 以上の者)	基準額 ×2.00	146,400	1.5%

表中の下線部分：軽減後の保険料額です。

※「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」を控除した額
（「年金収入に係る所得額」の控除については第1、2、4段階のみになります。）

第 5 章

推進体制

◎推進体制

計画の推進にあたり、以下の各種協議会等を開催又は運営し、計画の円滑な進捗と実現を図ります。

1 介護保険運営協議会

米沢市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、策定後の計画の実施、運営について市民、知識経験者、保健福祉関係者 15 人で構成された米沢市介護保険運営協議会を設置し運営しています。

本計画についても、引き続き運営協議会の意見を求めながら計画の進行管理、点検を行い、次期計画へ向けた本計画の見直しを行っていきます。

2 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの適正な運営、公正・中立性の確保、人材確保支援等を図るため、地域のサービス事業者や関係団体等で構成する地域包括支援センター運営協議会を設置し、協議、評価を行うこととなっています。

本市では、委員の構成や役割を考慮して、米沢市介護保険運営協議会が地域包括支援センター運営協議会を兼ねるものとします。

3 地域密着型サービス運営委員会

地域密着型サービスの適正な運営を確保するために、地域密着型サービス運営委員会を設置し、事業者の指定や独自の基準・介護報酬などを設定する場合に意見を述べるほか必要事項を協議します。

本市では、委員の構成や役割を考慮して、米沢市介護保険運営協議会が地域密着型サービス運営委員会を兼ねるものとします。

4 地域包括支援センター

地域における福祉の増進及び、保健医療の向上を包括的に支援する拠点として、市内を 5 圏域に設定し、圏域ごとに 1 箇所の整備を図り、事業委託を行います。

市は直営する基幹型センターを運営し、各地区に事業委託したセンターの総合調整、後方支援等の業務を行います。また、各地区に業務委託したセンターは、担当する地区における包括的支援事業、第 1 号介護予防事業及び指定介護予防支援業務、その他の事業を実施します。

資料

米沢市介護保険運営協議会審議経過

	日 時	内 容
第 1 回	平成 30 年 10 月 25 日	・ 会長及び副会長の選出 ・ 米沢市介護保険運営協議会について ・ 介護保険事業計画について
第 2 回	12 月 20 日	・ 地域密着型サービス事業者（小規模多機能型居宅介護）の公募結果について ・ 地域密着型サービス事業者（地域密着型通所介護）の指定について ・ 松田外科医院の介護医療院転換について
第 3 回	平成 31 年 3 月 7 日	・ 平成 31 年度介護保険事業勘定特別会計予算（案）について ・ 松田外科医院の介護医療院転換について ・ 第 7 期介護保険事業計画の進捗管理について ・ 地域密着型サービスの指定等について ・ 平成 31 年度地域包括支援センター運営方針（案）について ・ 介護人材確保に係るアンケート調査について
第 4 回	令和元年 7 月 17 日	・ 平成 30 年度介護保険事業勘定特別会計決算報告（見込）について ・ 平成 30 年度地域包括支援センター事業報告について ・ 介護人材確保に係るアンケート調査の集約結果について ・ 地域包括支援センター（中部圏域）の公募について ・ 地域密着型サービスの指定等について
第 5 回	令和元年 9 月 26 日	・ 米沢市地域包括支援センター運営業務指定候補事業者の公募結果について ・ 介護予防事業及び生活支援体制の取組について ・ 地域密着型（介護予防）サービス事業所の運営状況について ・ 指定地域密着型サービス及び介護予防支援事業所の指定等について
第 6 回	令和 2 年 3 月 24 日	・ 令和 2 年度介護保険事業勘定特別会計予算（案）について ・ 第 7 期介護保険事業計画の進捗状況について ・ 令和元年度地域包括支援センター運営について ・ 第 8 期介護保険事業計画に係る各種調査について ・ 令和 2 年度地域包括支援センター運営（案）について ・ 地域密着型サービス等の指定及び指定更新について ・ 地域密着型サービスの定員等の変更について

	日 時	内 容
第 7 回	令和 2 年 6 月 24 日	・ 令和元年度介護保険事業勘定特別会計決算報告（案）について ・ 高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画の施策・事業の評価と課題について ・ 第 8 期介護保険事業計画策定方針及び各種調査の報告について ・ 地域密着型サービス等の指定更新について
第 8 回	令和 2 年 9 月 25 日	・ 地域密着型サービス等の指定等について ・ 介護のしごと 普及啓発事業について ・ 米沢市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画（第 1 章・第 3 章）について
第 9 回	令和 2 年 11 月 18 日	・ 米沢市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画について ・ 地域密着型サービス等の指定について ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（1 号事業）の休止について
第 10 回	令和 3 年 2 月 4 日	・ 令和 2 年度地域包括支援センター運営について ・ 令和 3 年度地域包括支援センター運営（案）について ・ 米沢市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画およびパブリック・コメントの結果について ・ 第 8 期介護保険料について
※	令和 3 年 2 月 4 日	・ 答申

米沢市介護保険運営協議会条例

平成12年6月27日条例第48号

(設置)

第1条 市長の附属機関として、米沢市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づく市町村介護保険事業計画(以下「事業計画」という。)の策定に関する事項
- (2) 事業計画の実施に関する事項
- (3) 介護保険法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センターに関する事項
- (4) 介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び同法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービスの指定等に関する事項
- (5) その他介護保険の運営に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 介護保険法第9条に規定する被保険者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(臨時委員)

第5条 第3条に規定する委員のほか、事業計画の策定に当たって必要があるときは、協議会に5人以内の臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、事業計画の策定に関する事項の調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員(以下「委員等」という。)の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 協議会の議事は、会議に出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、又は関係者から意見若しくは説明を聴取し、若しくは資料の提出を求めることができる。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

米沢市介護保険運営協議会委員名簿

委員区分	役職	所 属 団 体 等	氏 名
1号委員	会長	米沢栄養大学 教授	加 藤 守 匡
	委員	社会福祉法人米沢弘和会	鈴 木 藤 雄
	//	米沢市医師会 理事	仁 科 盛 之
	副会長	米沢市歯科医師会 専務理事	渡 部 宏 一
2号委員	委員	米沢市老人クラブ連合会 副会長	石 田 しづ子 (山口 智早子)
	//	米沢市ボランティア連絡協議会 会長	草 苅 美 紀
	//	米沢市社会福祉協議会 総務課長	田 島 美佐子
	//	米沢市地域包括支援センター連絡会 会長	多 田 智 美 (宍戸 千香子)
	//	米沢市民生委員児童委員連合協議会 副会長	長 岡 信 浩 (情 野 藤 雄)
	//	米沢市介護支援専門員連絡協議会 会長	長 沼 勇 作
	//	山形県置賜総合支庁地域保健福祉課 地域福祉専門員	二 瓶 久 志 (村 岡 秀 也)
	//	米沢市コミュニティセンター館長会 会長	山 口 孝 一 (亀 岡 淑 子)
3号委員	委員	被保険者代表	五十嵐 勝
	//	被保険者代表	木 村 幸 子
	//	被保険者代表	情 野 薫

※1号委員、2号委員、3号委員ごとに五十音順

※（ ）は前任者

用語の解説

あ行

あんしん電話事業

家庭用緊急通報機器を貸与・設置し、高齢者の日常生活における緊急事態への不安の解消を目的として行うものです。

一般介護予防事業

住民主体の通いの場を充実させ、継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指す事業です。介護予防把握事業・介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業・地域リハビリテーション活動支援事業等から構成されます。

か行

介護医療院

平成30年4月に新たに創設された介護保険施設で、長期にわたり療養が必要である人に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護・機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話をを行います。介護療養型医療施設の転換先に含まれます。

介護給付適正化

介護給付を必要とする人を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを事業所が適切に提供するように促すことです。

介護相談員派遣事業

介護相談員が介護サービス事業所を訪問し、利用者からの相談や苦情の対応を行うとともに、サービスの実態を把握し、利用者と事業所の橋渡しを行うことでサービスの質の向上を図るものです。

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。訪問型サービス・通所型サービス・その他の生活支援サービス等から構成されます。

介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等を活用し、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へとつなげるものです。

介護予防普及啓発事業

介護予防に関する基本的知識の情報提供、教室開催による実践指導等により、介護予防活動の普及・啓発を行うものです。

介護老人福祉施設

介護保険施設の一つで、「特別養護老人ホーム」がこれにあたります。常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

介護老人保健施設

介護保険施設の一つで、状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行う施設です。

家族介護者交流支援事業

温泉旅館等の宿泊施設を活用した事業で、在宅介護をしている家族を介護から一時的に解放し、介護者同士の相互交流を図ることで、身体的・精神的負担の軽減を目的に行うものです。

紙おむつ給付事業

市内の指定店から購入できる紙おむつ給付券を交付し、高齢者介護における経済的な負担を軽減することを目的に行うものです。

基本チェックリスト

生活機能が低下しているかを把握するための簡単な質問票で、この結果などを参考に介護予防・日常生活支援総合事業の対象者を選定しています。

協議体

生活支援等サービスの体制整備に向けて、生活支援コーディネーターや生活支援等サービス提供主体による定期的な情報共有及び連携強化の場であり、協働による資源開発等を推進するものです。

居宅サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修、特定施設入居者生活介護、居宅介護支援（訪問介護及び通所介護を除き、いずれも介護予防サービスを含みます）サービスです。

ケアプラン（介護サービス計画）

介護保険において介護サービスを利用する際に、要支援・要介護者に対して作成される計画です。要支援・要介護者が適切に介護サービスを利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、本人や家族の希望をふまえて作成され、利用する施設や担当する居宅介護支援事業所等に作成が義務付けられています。

ケアマネジメント

施設や居宅介護支援事業所等に所属するケアマネジャー（介護支援専門員）が、要支援・要介護者や家族のニーズと公私にわたる様々な社会資源との間に立って、複数のサービスを適切に結びつけつつ、継続的なサービスの提供を確保し、要支援・要介護者の自立支援や生活の質の維持・向上を目指すことです。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

要支援・要介護者を対象に、相談援助をはじめ、その心身の状況に応じて適切なサービスを受けることができるよう、ケアプランの作成、市町村・介護サービス事業者との連絡調整等を行う者で、専門職として厚生労働省令で定められています。

権利擁護業務

高齢者の虐待防止及び対応、消費者見守りサポーター養成講座を中心とした消費者被害防止及び対応、判断能力が十分でない方への成年後見申立支援等を必要に応じて行うものです。

口腔機能

食べる・話す・感じる・唾液を分泌するなどの口腔が担っている機能のことです。

高齢者いきいきデイサービス事業

コミュニティセンターを会場として、軽体操や交流を通じて、加齢に伴う筋力の低下など心身が衰えた状態になること（フレイル）を予防し、社会的孤立感の解消に資する事業を行うものです。

高齢者温泉利用福祉事業

高齢者等に対しての福祉サービスの提供（高齢者への憩いの場の提供、いきいきデイサービスの会場の提供、介助が必要な障がい者への入浴提供、低料金での入浴提供等）について、民間事業所に委託し高齢者福祉に資する事業を行うものです。

高齢者生活支援生活援助員派遣事業

日常生活における軽微な支援を必要とする場合（ゴミ出し、暖房機器等への給油等）に、生活支援員を派遣するものです。

高齢者はり、きゆう、マッサージ等助成事業

はり、きゆう、マッサージ等の施術を受けた際に利用できる助成券を交付するものです。

高齢者見守り支援事業

週1回程度、支援員が高齢者宅を訪問し、玄関先で安否確認や短時間の話し相手となり、必要に応じて関係機関に繋ぐ役割を果たすものです。

さ行

在宅医療・介護連携事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護の関係者が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供するものです。

施設系・居住系サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入居者生活介護サービスです。

施設サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設サービスです。

社会福祉法人による利用者負担軽減措置事業

介護保険サービスを提供する社会福祉法人が、生計が困難な低所得者の利用者負担額の一部を軽減し、軽減した総額が基準を超えた場合に、市が助成を行います。利用者は、社会福祉法人から勧められて市へ申請し、利用者負担軽減確認証の交付を受けます。

住宅改修アドバイザー事業

介護保険サービスの住宅改修を希望する人に、リハビリの専門職を派遣し、住宅改修に関する助言及び指導を行う事業です。

消費者見守りサポーター

高齢者の消費者被害に早期に気づき、声をかけ、相談窓口につなぐ人です。「消費者見守りサポーター養成講座」を受講した人がサポーターとなります。

シルバー人材センター

高齢者のライフスタイルに合わせた臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとする社会参加を通じて、健康で生きがいのある生活の実現・地域社会の福祉の向上と活性化に貢献する公益法人です。

シルバーハウジング

高齢者に配慮された設備や構造を備え、緊急通報システム等が整備された公営賃貸住宅のことで、生活相談員（ライフサポートアドバイザー）による、日常生活の支援が受けられます。

住民主体の通いの場

住民が運営主体となって、集会所などの身近な場所に集まり、体操や趣味活動等の介護予防と地域づくりに資する取組を行うものです。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域においてネットワーク構築や資源開発などのコーディネート機能を担う人です。

生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置、協議体の設置等を通じ、民間企業、NPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア（地域住民）など、多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合い体制づくり及び生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するものです。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な方々は、財産を管理したり、福祉サービスや施設の入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるが、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく理解できずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。成年後見制度はこのような判断能力の不十分な方々を保護し、支援を行うものです。

層化無作為抽出法

アンケート調査などで調査対象者の中から実際に調査に回答する人を抽出する方法の一つです。調査対象者全体を年齢や性別などのいくつかの属性に区分し、属性の区分（層と言います）ごとに、調査に回答してもらう人を無作為に抽出する方法です。

総合相談支援業務

地域の高齢者に関する様々な相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスに繋ぎ、継続的に支援を行うものです。

た行

第1号介護予防支援事業

要支援者等の多様な生活支援等のニーズに対応する介護予防・日常生活支援サービスを行い、生きがい・やりがいを持って生活できる地域の実現を目指し一般介護予防事業（65歳以上の人のみが対象）を行うものです。

第1号被保険者

市町村の区域内に住所を有する65歳以上の人です。

第2号被保険者

市町村の区域内に住所を有する、40歳以上65歳未満の医療保険加入者です。

団塊の世代

一般的に、昭和22年から昭和24年にかけての第一次ベビーブームに生まれた世代をいいます。

団塊ジュニア世代

一般的に、昭和46年から昭和49年にかけての第二次ベビーブームに生まれた世代をいいます。

短期入所療養介護

居宅で能力に応じ自立した生活を営めるよう、要支援・要介護者が介護老人保健施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下での介護・機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話を受けることができるサービスです。

地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材育成や地域活動組織への支援、住民主体の通いの場の立上げ等、介護予防に資する活動の支援を実施するものです。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

地域ケア会議

地域住民や介護支援専門員等の専門職の声を地域包括ケア推進に活かし、地域の実態に合致した地域包括ケアシステムを構築するための手法のひとつで、個別の事例について検討する「地域ケア個別会議」と、個別事例の検討等から明らかになった地域の課題などへの対応を検討する「地域ケア推進会議」とに分けられます。

地域支援事業

被保険者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要支援・要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が行う介護保険制度上の事業のことです。

地域包括ケアシステム

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供されるシステムのことをいいます。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるように支援を行う総合機関で、センターには保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が配置されています。

地域リハビリテーション活動支援事業

住民主体の通いの場や、介護予防事業実施事業所への研修会等へリハビリテーション専門職を派遣し、介護予防の取組を総合的に支援するものです。

通所リハビリテーション

居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、要支援・要介護者が介護老人保健施設や病院・診療所に通いながら、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションの提供を受け、心身の機能の維持回復を図るものです。

特定入所者介護サービス費

施設入所の食費・居住費が利用者の自己負担となったことに伴い創設された給付費で、所得の低い人の施設利用が困難とならないように、申請により所得の段階に応じて負担限度額を設け、これを超える食費・居住費は特定入所者介護サービス費として給付されます。

な行

日常生活圏域

市町村の住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。本市では、中学校圏域としています。

入退院時調整ルール

置賜地域において、介護保険の適用が考えられる患者が、病院から在宅へ円滑に移行するための、「入院時」及び「退院時」における病院と介護支援専門員等の情報共有ルールです。（置賜保健所作成）

認知症

後天的な脳の器質的障害により、記憶機能及びその他の認知機能が低下し、日常生活上の支障がおよそ6か月以上継続している状態をいいます。

認知症サポーター

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者です。「認知症サポーター養成講座」を受講した人がサポーターとなります。

認知症初期集中支援チーム

認知症の疑われる人又は認知症の人で医療サービス・介護サービスを受けていない人、または中断している人等に対し、受診や治療等の必要な支援につなぐため関与する専門職チーム。チームは専門医・看護師等で構成されています。

認知症地域支援推進員

認知症の人やその家族を対象とした相談支援、医療機関や介護サービス、地域の支援機関の連携支援等を行う者です。本市では各地域包括支援センターに配置しています。

認知症ちょこっと相談所

認知症対応型共同生活介護等の介護事業所が、その事業所の有する経験や知識、人材を活かして認知症に関するちょっとした相談に対応するものです。また、地域の実情に応じた地域支援体制づくりのための取組協力も行います。

は行

徘徊高齢者等支援事業（事前登録制度「かえっぺ」）

認知症等で行方不明になる恐れのある高齢者の名前や特徴、写真等の情報を事前に登録し、早期発見・保護時の身元確認を行うものです。

福祉用具・住宅改修支援事業

居宅介護支援及び介護予防支援の提供を受けていない要介護等認定者に対し、住宅改修を行うに際し必要な相談及び助言を行うことによって住宅改修費の支給に至った場合に、その居宅介護支援事業所等へ理由書作成経費の助成を行うものです。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者個々の状況の変化に応じた包括的かつ継続的なケアマネジメントを可能とするため、介護支援専門員に対する支援を行うものです。

包括的支援事業

地域支援事業のうちの必須事業の一つで、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援することを目的として実施する事業です。地域包括支援センターの運営のほか、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議推進事業にて構成されています。

訪問介護

訪問介護員等が要介護者の居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事の介護等日常生活の世話をを行うサービスです。

訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要支援・要介護者の居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

訪問リハビリテーション

病院・診療所等の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、要支援・要介護者の自宅を訪問し、必要なりハビリテーションを行うサービスです。

訪問理美容助成事業

訪問理美容助成券を交付し、自宅での理髪に係る費用の一部を助成するものです。

や行

米沢市介護保険居宅サービス等利用者負担額助成事業

介護保険居宅サービスの利用者負担が困難な利用者に対して、自己負担分の一部を市が助成するものです。市単独事業です。

ら行

ライフサポートアドバイザー

高齢者向け公営賃貸住宅等に居住している高齢者に対して、必要に応じて日常の生活指導、安否確認、緊急時における連絡等のサービスを行います。

老人クラブ活動推進事業

地域を基盤とする高齢者の自主組織である老人クラブの活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくり、知識や経験を活かした社会活動を推進し、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資する事業を行うものです。

老人体育レクリエーション大会事業

スポーツ・レクリエーションを通じて、心身の健康の保持増進と相互の親睦を図り、明るい長寿社会づくり・保健福祉の向上に努めることを目的として開催する事業です。

米沢市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

令和3年3月

編集：米沢市高齢福祉部高齢福祉課

発行：米沢市

〒992-8501 米沢市金池五丁目2番25号
